

**移行工程・スケジュールに関する質問へのNTTからの回答等
(第30回・第32回・第33回委員会 NTT提出資料等)**

- **移行工程・スケジュールに関する質問へのNTTからの回答**
(第30回・第32回・第33回委員会 NTT提出資料) 2
- **I P 網移行後のマイラインの扱いに関する検討状況**
(第33回委員会 マイライン事業者協議会事務局提出資料) 9 5

移行工程・スケジュールに関する質問へのNTTからの回答

(第30回・第32回・第33回委員会 NTT提出資料)

		頁
1. 「サービス移行」関係	(1)メタルIP電話	4
	(2)マイラインに係る利用者対応	39
	(3)通話サービス卸	49
	(4)個別サービス	51
	(5)移行に向けた利用者対応・スケジュール	62
	(6)その他	69
2. 「設備移行」関係	(1)移行スケジュール	73
	(2)IP-IP接続への切替え	86
	(3)その他	90

1. (1)－①

メタルIP電話の通話料について、全国一律3分8.5円とあるが、他事業者に着信する場合でも同様の通話料か。

回答

- メタルIP電話発一固定電話(OAB～J番号を用いた電話サービス)着の通話料は、着信先が当社であるか他事業者であるかを問わず、全国一律3分8.5円とする考えです。

1. (1)－②

IP接続によって設備構成の合理化が図られることが考えられる中、メタルIP電話が3分8.5円という通話料で提供できるのであれば、光IP電話についても現在の通話料(3分8円)より更に安い通話料で提供することが可能なのではないか。

回答

- メタルIP電話の通話料(全国一律3分8.5円)については、お客様の混乱とご負担を避け、円滑に移行いただけるよう、現在の市内通話料の水準に合わせたものです。
- 一方、ひかり電話の通話料(月額500円の定額料を含む)は、他事業者との競争市場の中で決定しているものであり、今後とも引き続き市場動向を踏まえ料金水準を決定していきたいと考えており、上述のような背景で設定したメタルIP電話との料金水準と直接関係するものではありません。

1. (1)－③

メタルIP電話が補完的なサービスであると利用者が知らないままに、単にメタル電話に比べて通話料が安くなったと認識してしまうと、光への移行のモチベーションが働かなくなる可能性がある。どうすれば光への移行が促進されるのか、考えはあるか。

回答

- 固定電話の利用は縮小傾向であると考えますが、当社としては、引き続き固定電話のみご利用されるお客様に対し、なるべくご迷惑をおかけしないよう、現在のメタル回線を用いて固定電話の提供を継続する考えです。
- 光の普及拡大にあたっては、当社はフレッツ光サービスを提供以降、順次提供エリアを拡大するとともに、フレッツ光ライト等料金メニューの多様化・低廉化に取り組んできたところですが、今後更なる普及拡大を図っていくためには、多様なサービスや利活用を促進していくことが重要であると考えており、当社としては、異業種を含めた多彩なプレイヤーとの光コラボレーションモデルを通じ、多様なサービス創出に貢献することにより、光の普及拡大を進めていく考えです。

1. (1)－④

今後、固定電話の加入者数が減少した場合にこの料金水準を維持できるのか、IP網への移行に係る投資コストを回収できるのかという懸念がある。今回公表された料金・提供条件は、2025年頃の状況を見据えた上での判断なのか。固定電話の将来の見通しについてどう考えているのか。

回答

- 今回公表した料金については、IP網への移行にあたり、お客様の混乱とご負担を避け、円滑に移行いただけることを第一に考えたものです。
- 基本料収支は現在でも大幅な赤字(2015年度では東西で▲430億円(ISDN含む))となっており、今後とも需要が大きく縮小すると見込まれる中、非常に厳しい状況にはありますが、現行の料金体系・水準を見直す場合、現在に比べて負担が増大するお客様も生じることから、IP網への移行のタイミングでは、お客様の混乱とご負担を避け、円滑に移行いただけるよう、企業努力として、これまでも進めてきたコスト効率化を引き続き進めていくことで、何とかこの料金を維持していきたいと考えております。
- また、通話料についても、今後とも需要の縮小傾向は続いていくと考えておりますが、現状通話料収支は黒字(2015年度では東西で+93億円)となっており、これまで同様引き続きコスト効率化に努めるとともに、IP網へ移行することでトータルコストを抑制していくことにより、今回お示した全国一律料金を維持していきたいと考えています。
- いずれにしろ、固定電話の需要は今後大きく縮小すると見込まれる中、引き続きコスト削減に努めていくものの、劇的に収支改善を図っていくことは難しい状況にあり、このような先々の状況を踏まえると、固定電話については、IP網の特性を活かすことで、引き続きご利用されるお客様にできる限り負担をかけないよう、コストミニマムにサービスを維持していく必要があると考えます。
- なお、固定電話の将来の見通しについては、例えば携帯電話やブロードバンドの料金の水準などのマーケットの動向にも大きく影響を受けるものと考えており、具体的な見通しをお示しすることは困難です。

(※上記の収支は2015年度指定電気通信役務損益明細表による)

1. (1)－⑤

今までは区域内で通話できるエリアが違うことが前提の料金体系であったと思うところ、通話料が全国一律になるのであれば、なぜ局級別の基本料の構造を維持するのか。また、コストの構造から乖離した料金体系になることをNTTにおいて見直す仕組みについてどう考えているか。

回答

- ご指摘のとおり、現在の級局区分は、市内通話の通話先が多いほどその地域の加入者の電話利用の価値が大きくなるという効用料金の考え方に基づき定められたものであり、IP網への移行後は、固定電話着の通話料が全国一律3分8.5円となることから、それに合わせて、級局別の料金体系を廃止することも考えられます。
- しかしながら、基本料収支は現在でも大幅な赤字(2015年度では東西で▲430億円(ISDN含む))となっており、今後とも需要が大きく縮小すると見込まれる中、非常に厳しい状況にはありますが、現行の基本料の料金体系を見直し、リバランスする場合、現在に比べて負担が増大するお客様も生じることから、IP網への移行のタイミングでは、お客様の混乱とご負担を避け、円滑に移行いただけるよう、企業努力として、これまでも進めてきたコスト効率化を引き続き進めていくことで、現行の料金体系を維持していくという考えをお示したものです。
- なお、級局別料金体系の見直しについては、IP網への移行のタイミングとは別に、中長期的な課題として検討していく必要があるものと考えております。

1. (1)－⑥

メタルIP電話の料金・提供条件について、基本料は数百億円の赤字との回答だったが、新しい料金体系(基本料・通話料)のもとの収支構造についてどのような見通しを持っているのか。需要の見通しや移行後の設備の稼働率等も絡むため正確な予測は難しいとは思うところ、どう考えているのか。

回答

- 基本料収支は現在でも大幅な赤字(2015年度では東西で▲430億円(ISDN含む))となっており、今後とも需要が大きく縮小すると見込まれる中、非常に厳しい状況にはありますが、これまでも進めてきたコスト効率化を引き続き進めていくことで、何とかこれ以上の収支悪化を招かないようにしていきたいと考えております。
- また、通話料についても、今後とも需要の縮小傾向は続いていくと考えておりますが、現状通話料収支は黒字(2015年度では東西で+93億円)となっており、これまで同様引き続きコスト効率化に努めるとともに、IP網へ移行することでトータルコストを抑制していくことにより、できる限りコスト割れとならないようにしていきたいと考えております。
- いずれにしろ、固定電話の需要は今後大きく縮小すると見込まれる中、引き続きコスト削減に努めていくものの、劇的に収支改善を図っていくことは難しい状況にあり、このような先々の状況を踏まえると、固定電話については、IP網の特性を活かすことで、引き続きご利用されるお客様にできる限り負担をかけないよう、コストミニマムにサービスを維持していく必要があると考えます。

(※上記の収支は2015年度指定電気通信役務損益明細表による)

1. (1)－⑦

加入電話からメタルIP電話への移行に当たって、既存の「電話サービス契約約款」を廃止して、「メタルIP電話サービス契約約款」を新設するとのことで、「契約を自動移行」ということだが、この場合に利用者と再度契約を締結し直さなくていい理由についてどう考えているのか。類似の前例はあるのか。利用者への周知はどのように行うことを考えているのか。また、そう考える理由は何か。

回答

- 契約上の扱いとしては、固定電話契約の解約とメタルIP電話に係る新規契約となりますが、メタルIP電話への移行後においてもお客様宅での工事は不要で電話機等の端末はそのままご利用可能であり、また、基本料金は変わらず通話料は全国一律3分8.5円となり基本的に多くのお客様には現状より低廉な料金でご利用いただけるようになることを踏まえれば、IP網への移行時点で固定電話をご利用されているお客様の大多数は引き続きメタルIP電話をご利用されるものと考えられるため、こうした大多数のお客様にご迷惑をおかけすることのないよう、別段の意思表示のなかった契約者については、引き続きメタルIP電話のご利用意思があるものとみなして扱うこととしたものです。その際、メタルIP電話に係る契約締結をご希望されないお客様については、IP網への移行日の前日までにその旨を当社にお申し出いただくことを考えております。
- 上述の取り扱いについて、契約約款上でしっかり規定するとともに、こうした黙示の合意があったとみなすことについてお客様に十分ご理解いただけるよう、移行前に十分な期間を確保し、複数回の書面等により、移行に関する内容を丁寧にお知らせしていく考えです。
- 類似する前例としましては、契約の引継ぎ等に関する周知文を全てのお客様に発送し、お客様から特段の申し出がない場合は承諾いただいたものとして、「マジックボックス」「キャッチホンⅡ」の提供終了に伴い、代替サービスである「話中時転送サービス」「ボイスワープ」にサービス移行した事例があります。
- いずれにしても、具体的な方法については、契約法に係る専門家や総務省等とも相談しながら、法令を順守しつつ、お客様・事業者双方にとって負担にならない手続き等を検討していく考えです。

1. (1)－⑧

メタル電話からメタルIP電話への「自動移行」に伴い、提供を継続する付加機能サービス(ナンバーディスプレイ・キャッチホン等)の契約はどう扱われるのか。

回答

- 提供を継続する付加機能サービスについては、メタルIP電話へ移行後も料金や機能は基本的に変わらないことから、メタルIP電話の契約移行の場合と同様の考え方に基づき、別段の意思表示のなかったお客様については、IP網への移行時点で、付加機能サービスに係る契約締結をご希望いただいたものとして取り扱わせていただく方向で対応することを考えています。その際、付加機能サービスに係る契約締結をご希望されないお客様については、IP網への移行日の前日までにその旨を当社にお申し出いただければ、当該付加機能サービスだけを解約することも可能とする考えです。
- 上述の取り扱いについて、契約約款上でしっかり規定するとともに、こうした黙示の合意があったとみなすことについてお客様に十分ご理解いただけるよう、メタルIP電話への移行の周知と合わせて、移行前に十分な期間を確保し、複数回の書面等により、移行に関する内容を丁寧にお知らせしていく考えです。
- いずれにしても、具体的な方法については、契約法に係る専門家や総務省等とも相談しながら、法令を順守しつつ、お客様・事業者双方にとって負担にならない手続き等を検討していく考えです。

1. (1)－⑨

メタルIP電話への移行前に利用者に書面通知する内容について、メタルIP電話に移行すると現行のサービスの提供条件・品質等からどのように変わるのかについても示すべきではないか。

回答

- 例えば、ISDNデジタル通信モードがメタルIP上のデータ通信(補完策)に移行することに伴うサービスの提供条件・品質等の変更については、書面により丁寧にお知らせする予定であり、具体的なお知らせ内容については今後検討していく考えです。

1. (1)－⑩

別段の意思表示のなかった契約者について、メタルIP電話への自動契約について、契約約款上の位置づけをどのように解釈するのか一定の考え方を示しておいたほうがよいと思われるところ、NTTとしてはどう考えるか。

回答

- 契約上の扱いとしては、固定電話契約の解約とメタルIP電話に係る新規契約となりますが、メタルIP電話への移行後においてもお客様宅での工事は不要で電話機等の端末はそのままご利用可能であり、また、基本料金は変わらず通話料は全国一律3分8.5円となり基本的に多くのお客様には現状より低廉な料金でご利用いただけるようになることを踏まえれば、IP網への移行時点で固定電話をご利用されているお客様の大多数は引き続きメタルIP電話をご利用されるものと考えられるため、こうした大多数のお客様にご迷惑をおかけすることのないよう、別段の意思表示のなかった契約者については、引き続きメタルIP電話のご利用意思があるものとみなして扱うこととしたものです。その際、メタルIP電話に係る契約締結をご希望されないお客様については、IP網への移行日の前日までにその旨を当社にお申し出いただくことを考えております。
- 上述の取り扱いとするについては、契約約款上でしっかり規定いたしますが、重要なのはこうした黙示の合意があったとみなさせていただくことについてお客様に十分ご理解いただけるよう、移行前に十分な期間を確保し、複数回の書面等により、移行に関する内容を丁寧にお知らせしていくことであると考えており、今後こうした具体的な方法等について、契約法に係る専門家や総務省等とも相談しながら検討していく考えです。
- なお、類似する前例としましては、契約の引継ぎ等に関する周知文を全てのお客様に発送し、お客様から特段の申し出がない場合は承諾いただいたものとして、「マジックボックス」「キャッチホンⅡ」の提供終了に伴い、代替サービスである「話中時転送サービス」「ボイスワープ」にサービス移行した事例があります。

1. (1)－⑪

利用者への周知にあたっては、現在の加入電話とメタルIP電話の違いもさることながら、現在の光電話と移行後のメタルIP電話との差異も含めて利用者にも分かるように配慮すべきではないか。フリーダイヤル・ナビダイヤルの等の付加サービスも含め、電話の種類毎に利用可否がわかるような比較表を作成するなどして、情報を示すべきではないか。

回答

- ご指摘を踏まえ、できる限りお客様にとって分かりやすい案内の改善に努めてまいります。
- なお、4月6日の委員会でご指摘の、ひかり電話ホームページの「接続可否番号一覧」における「#ダイヤル」に関する記載については、下記のとおり修正します。しかしながら、全ての#ダイヤル番号の接続可否をホームページに掲載することは、お客様にとってかえってわかりづらくなり、番号の情報も日々更新される可能性があることから、ホームページに掲載するのではなく、「ひかり電話#ダイヤル」・「#ダイヤル」をご契約のお客様に対して、#ダイヤル番号を掲示する際等に、着信可能な電話の種類や地域を分かりやすく明示していただくようお願いしております。なお、電話の種類や地域により#ダイヤル番号へ発信できないお客様へは、音声ガイダンスで案内しております。

【ホームページ修正内容】

- 「接続可否電話番号一覧」に、「ひかり電話#ダイヤル」サービス紹介ページへのリンクを追加。
- 「接続可否電話番号一覧」の「ひかり電話#ダイヤル」に関する注釈の文言を、下記のとおり変更。

現在) ひかり電話#ダイヤルに接続可能なサービスでもひかり電話#ダイヤルご契約者の契約内容によっては接続できない場合があります。

変更後) ひかり電話#ダイヤルは、「ひかり電話」「ひかり電話オフィスタ입」「ひかり電話オフィスA(エース)」および「ひかり電話ナンバーゲート」からのみ接続可能なサービスです。ひかり電話#ダイヤルご契約者(着信側)の契約内容(一部地域からのみ着信を許容する等の契約内容としている場合等)によっては「ひかり電話」「ひかり電話オフィスタ입」「ひかり電話オフィスA(エース)」および「ひかり電話ナンバーゲート」からであっても接続できない場合があります。

(参考)ひかり電話の接続可否番号一覧

NTT東日本 <https://flets.com/hikaridenwa/use/access.html>

NTT西日本 <http://flets-w.com/hikaridenwa/ryuujikou/index.html#setsuzoku>

1. (1)－⑫

利用者の契約の意思確認や利用者対応(事業法に基づく説明義務・書面交付義務等)はどのように行うことを想定しているのか。(検討の視点)

回答

【利用者の契約の意思確認】

- 契約上の扱いとしては、固定電話契約の解約とメタルIP電話に係る新規契約となりますが、メタルIP電話への移行後においてもお客様宅での工事は不要で電話機等の端末はそのままご利用可能であり、また、基本料金は変わらず通話料は全国一律3分8.5円となり基本的に多くのお客様には現状より低廉な料金でご利用いただけるようになることを踏まえれば、IP網への移行時点で固定電話をご利用されているお客様の大多数は引き続きメタルIP電話をご利用されるものと考えられるため、こうした大多数のお客様にご迷惑をおかけすることのないよう、別段の意思表示のなかった契約者については、引き続きメタルIP電話のご利用意思があるものとみなして扱うこととしたものです。その際、メタルIP電話に係る契約締結をご希望されないお客様については、IP網への移行日の前日までにその旨を当社にお申し出いただくことを考えております。
- 上述の取り扱いについて、契約約款上でしっかり規定するとともに、こうした黙示の合意があったとみなすことについてお客様に十分ご理解いただけるよう、移行前に十分な期間を確保し、複数回の書面等により、移行に関する内容を丁寧にお知らせしていく考えです。

【説明義務への対応】

- 当社は、電気通信事業法や消費者保護ルールに関するガイドラインの規定に則り、「固定電話」(加入電話・INSネット)の全てのお客様に対して、移行前に十分な期間を確保し、複数回の書面等により、移行に関する内容を丁寧にお知らせしていく考えです。
- 移行に関する内容としては、「固定電話」の契約終了日、契約手続きの内容(お客様から別段のお申し出がない場合は、メタルIP電話の契約をお申込みいただいたものとして取扱いさせていただくこと。メタルIP電話に係る契約締結を望まない場合は、当社へお申し出が必要であること)、メタルIP電話のサービス内容、メタルIP電話への契約移行に伴うマイラインの取扱い、悪質販売勧誘等への注意喚起、お問い合わせ先等を考えております。

【書面交付義務への対応等】

- 当社は、電気通信事業法や消費者保護ルールに関するガイドラインの規定に則り、メタルIP電話に係る契約を締結された全てのお客様に対して、契約内容等を明らかにした書面等を交付するとともに、お知らせや書面等をご覧になったお客様からのお問い合わせ・苦情等に丁寧に対応することができる体制等を準備していく考えです。
- いずれにしても、上記の具体的な方法については、契約法に係る専門家や総務省等とも相談しながら検討していく考えです。

1. (1)－⑬

利用者への周知の際には、局給電についても触れるべきではないか。

回答

- IP網への移行後も、メタルIP電話については現状どおり局給電を行っていく考えですので、ご指摘のとおり、その点もお客様へお知らせできるよう検討していきたいと考えます。なお、お知らせにあたっては、現在の固定電話と同様、接続する電話機等の端末が商用電源を必要とする場合、停電時にはご利用できなくなることもお知らせしていく考えです。

1. (1)－⑭

書面によるお知らせを複数回実施する場合でも、受け取った側は契約内容を覚えていない人が多いと思われる中、知らないうちに自動移行していたという事態を避けるためには、書面以外の方法による周知(例:電車のつり革広告、テレビCM)も併せて検討すべきではないか。

回答

- ご指摘を踏まえ、書面によるお知らせに限らず、効果的な方法を今後検討していく考えです。

1. (1) - ⑮

移行を希望しない利用者に対する解約の手続(方法・タイミング)は具体的にどうなるのか。(検討の視点)

回答

- IP網移行と同時に、電話サービスの利用を解約したい旨を希望するお客様については、通常解約・休止手続きと同様に、移行日の前日までに当社にその旨をお申し出いただくことを考えております。

1. (1)－⑯

今後、固定電話の利用者数が減少していくことやメタルを維持するコストが上昇していくことを考えると、代替サービスをメタルIP電話に限定することなく、例えば無線のような技術も、状況に応じて検討することも必要ではないかと考える。市場規模の推移と代替サービスに用いる技術の関係性をどのように考えているのか。

回答

- ご指摘のとおり、今後の固定電話の利用者数については減少が見込まれるため、将来的には必ずしもメタルだけではなく、無線等を含めた多様なテクノロジーの中からコストミニマムな提供手段を選択可能とすることも検討が必要と考えていますが、IP網の移行に際しては、お客様の混乱とご負担を避け、円滑に移行いただけるよう、現在ご利用中の環境を極力維持していく観点から、まずは既存のメタル回線を利用する考えをお示したところです。
- なお、例えば自治体等からの要請による無電柱化(ケーブルの地中化)等といったケースにおいては、メタルケーブルの再敷設にかかる投資を減らす観点から「固定電話」のアクセス回線に光や無線を使っていくことも必要であると考えており、こうした事例について今後議論を深めていただきたいと考えております。

1. (1)－⑰

メタルIP電話はいつ頃維持限界を迎えるのか。

回答

- メタル收容装置は、2025年以降もできるだけ長く使っていく考えであるものの、故障の発生度合いや、保守用物品の検出可能性に影響するユーザ加入状況等、変動要素が多いため、現時点で具体的な維持限界の時期をお示しすることは困難です。
- 将来的にメタルIP電話を終了するようなことになった場合には、終了までに十分な期間を設けて周知を行う等、お客様にご迷惑をおかけしないように丁寧に対応していく考えです。

1. (1)－⑱

サービスの契約切替を「2024年初頭」に一斉に行うに当たり、NTT以外の事業者及び当該事業者のサービス利用者において課題となる事項はあるか。(検討の視点)

回答

- サービスの切替を含めNTT以外の事業者や当該サービスの利用者に影響を与えることがあると想定しているため、それらに関する課題に対しては、今後も引き続き、事業者間意識合わせの場等において確認し、関係事業者間で協力して対応していく考えです。

1. (1)－⑱

メタル電話からメタルIP電話への移行に当たっては、利用者にとって不利益となる変更が含まれる場合、意思を示さない利用者に対して「自動移行」を行うことの妥当性についてどのように考えるか。

回答

- 「固定電話」からメタルIP電話への移行に当たって、一部のお客様にとって不利益となる可能性のある変更は主に以下のとおりと考えますが、お客様への影響は限定的であること、移行に際して不利益となる可能性のある変更も含めてお客様への周知を丁寧に行っていくこと、個別の契約変更手続きを求めるのはかえってお客様のご不便を強いることになることから、意思を示さないお客様に対して、「固定電話」の解約とメタルIP電話に係る新規契約締結が行われることについて黙示の合意があったものとみなさせていただくものです。
- 上述の取り扱いとするについては、契約約款上でしっかり規定いたしますが、重要なのはこうした黙示の合意があったとみなさせていただくことについてお客様に十分ご理解いただけるよう、移行前に十分な期間を確保し、複数回の書面等により、移行に関する内容を丁寧にお知らせしていくことであると考えており、今後こうした具体的な方法等について、契約法に係る専門家や総務省等とも相談しながら検討していく考えです。

【一部のお客様にとって不利益となる可能性のある主な変更】

- ISDNデジタル通信モードの当面の対応策として提供する「メタルIP電話上のデータ通信」(補完策)について、ISDNデジタル通信モードと全く同一の品質とならないこと
- 「固定電話」でご利用の通話料の割引サービスが、メタルIP電話ではご利用できなくなること
- IP網への移行に合わせて提供終了となるサービスについて、メタルIP電話ではご利用できなくなること

1(1)－①

NTTは、加入電話・INSネットに係る既存の約款を廃止し、メタルIP電話に係る約款を新設する考えを示している。それぞれの約款への規定ぶりについて、現時点においてどのようなものを想定しているのか。具体的なイメージを示してほしい。

回答

- 第28回および第30回電話網移行円滑化委員会において、今後、契約法に係る専門家や総務省等とも相談していく前提で、既存の「電話サービス契約約款」「総合デジタル通信サービス契約約款」を廃止して「メタルIP電話サービスに係る契約約款」を新設する案をお示したところでありますが、これとは別に、既存の「電話サービス契約約款」「総合デジタル通信サービス契約約款」を変更してメタルIP電話を提供する案も検討しており、利用者保護等の観点からより適切な方法となるよう、引き続き、外部の方々のアドバイスを得ながら検討していく考えです。(両案の契約約款構成については、別紙1参照)
- 上記のそれぞれの案に係る契約約款への規定振りは、別紙2および3の内容となると考えております。

- メタルIP電話への契約移行に係る契約約款の構成としては、主に「A案：契約約款の廃止・新設」と「B案：現行契約約款の変更」の2案を検討中。
- 2案ともに、現行約款附則の移行規定も含めれば規定内容に大きな差はないと考えられるが、契約法等の観点でより円滑なお客様の契約移行が可能となる案を選択する考え。

A案：契約約款の廃止・新設B案：現行契約約款の変更

現行契約約款

メタルIP電話に係る契約約款
(新規)

本則
廃止

本則
メタルIP電話の
契約条件を規定

附則

・メタルIP電話への移行規定
・経過措置を規定

附則

・現行約款からの移行規定
・経過措置を規定

現行契約約款

本則
メタルIP電話の
契約条件を規定
終了するサービス等に
係る規定を廃止（削除）

附則

(・契約の移行規定はなし)
・経過措置を規定

A案：契約約款の廃止・新設

	旧約款	新約款												
附則 (経過措置)	<ul style="list-style-type: none"> 2024年x月x日に契約約款の廃止。 この約款の廃止時点で、この約款により締結している次の表の左欄の契約は、この約款廃止の日において、メタルIP電話に係る契約約款に規定する次の表の右欄の契約に移行したものとす。この約款の規定における利用休止契約は、上記に準じて取り扱う。 <table border="1"> <tr> <td>加入電話契約</td> <td>メタルIP電話契約</td> </tr> <tr> <td>臨時加入電話契約</td> <td>臨時メタルIP電話契約</td> </tr> <tr> <td>⋮</td> <td>⋮</td> </tr> </table>	加入電話契約	メタルIP電話契約	臨時加入電話契約	臨時メタルIP電話契約	⋮	⋮	<ul style="list-style-type: none"> 2024年x月x日から契約約款を実施。 この約款の実施時点で、旧約款により締結している次の表の左欄の契約は、この約款実施の日において、この約款に規定する次の表の右欄の契約に移行したものとす。旧約款の規定における利用休止契約は、上記に準じて取り扱う。 <table border="1"> <tr> <td>加入電話契約</td> <td>メタルIP電話契約</td> </tr> <tr> <td>臨時加入電話契約</td> <td>臨時メタルIP電話契約</td> </tr> <tr> <td>⋮</td> <td>⋮</td> </tr> </table>	加入電話契約	メタルIP電話契約	臨時加入電話契約	臨時メタルIP電話契約	⋮	⋮
	加入電話契約	メタルIP電話契約												
	臨時加入電話契約	臨時メタルIP電話契約												
	⋮	⋮												
	加入電話契約	メタルIP電話契約												
臨時加入電話契約	臨時メタルIP電話契約													
⋮	⋮													
	<ul style="list-style-type: none"> 次の表の左欄の付加機能については、メタルIP電話に係る契約約款に規定する右欄の付加機能へ移行したものとす。 <table border="1"> <tr> <td>発信電話番号受信機能</td> <td>発信電話番号受信機能</td> </tr> <tr> <td>発信電話番号通知要請機能</td> <td>発信電話番号通知要請機能</td> </tr> <tr> <td>⋮</td> <td>⋮</td> </tr> </table>	発信電話番号受信機能	発信電話番号受信機能	発信電話番号通知要請機能	発信電話番号通知要請機能	⋮	⋮	<ul style="list-style-type: none"> 旧約款に規定する次の表の左欄の付加機能については、この約款に規定する右欄の付加機能へ移行したものとす。 <table border="1"> <tr> <td>発信電話番号受信機能</td> <td>発信電話番号受信機能</td> </tr> <tr> <td>発信電話番号通知要請機能</td> <td>発信電話番号通知要請機能</td> </tr> <tr> <td>⋮</td> <td>⋮</td> </tr> </table>	発信電話番号受信機能	発信電話番号受信機能	発信電話番号通知要請機能	発信電話番号通知要請機能	⋮	⋮
発信電話番号受信機能	発信電話番号受信機能													
発信電話番号通知要請機能	発信電話番号通知要請機能													
⋮	⋮													
発信電話番号受信機能	発信電話番号受信機能													
発信電話番号通知要請機能	発信電話番号通知要請機能													
⋮	⋮													
	<ul style="list-style-type: none"> 端末設備については、メタルIP電話に係る契約約款に規定する端末設備へ移行したものとす。 この契約において支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務についてはなお従前のとおり。 	<ul style="list-style-type: none"> 旧約款に規定する端末設備については、この約款に規定する端末設備へ移行したものとす。 （旧約款の債務は旧約款で規定するため、新約款には規定なし。） 												
	<ul style="list-style-type: none"> この約款の廃止時点で、この約款に規定する優先接続で次の表の左欄の指定をしている場合であって、当社または他事業者に特段の申し出がないときは、次の表の右欄の電話等利用契約を締結したこととなる。 <table border="1"> <tr> <td>4区分で同一の事業者を指定している場合</td> <td>当該他事業者が通話卸を活用して提供する通話サービスに係る電話等利用契約</td> </tr> <tr> <td>国際を除く3区分で同一の事業者を指定している場合</td> <td>当該他事業者が通話卸を活用して提供する通話サービスに係る電話等利用契約</td> </tr> </table> <p>上記以外の場合、当社が提供する通話サービスを利用するものとする。</p>	4区分で同一の事業者を指定している場合	当該他事業者が通話卸を活用して提供する通話サービスに係る電話等利用契約	国際を除く3区分で同一の事業者を指定している場合	当該他事業者が通話卸を活用して提供する通話サービスに係る電話等利用契約	<ul style="list-style-type: none"> 附則別表に規定する旧1級取扱所または旧2級取扱所に收容されるメタルIP電話の契約者回線にかかる回線使用料については、料金表の規定にかかわらず、次の表に定める額とする。（表略） この約款の実施時点で、旧約款に規定する優先接続で次の表の左欄の指定をしている場合であって、当社または他事業者に特段の申し出がないときは、次の表の右欄の電話等利用契約を締結したこととなる。 <table border="1"> <tr> <td>4区分で同一の事業者を指定している場合</td> <td>当該他事業者が通話卸を活用して提供する通話サービスに係る電話等利用契約</td> </tr> <tr> <td>国際を除く3区分で同一の事業者を指定している場合</td> <td>当該他事業者が通話卸を活用して提供する通話サービスに係る電話等利用契約</td> </tr> </table> <p>上記以外の場合、当社が提供する通話サービスを利用するものとする。</p>	4区分で同一の事業者を指定している場合	当該他事業者が通話卸を活用して提供する通話サービスに係る電話等利用契約	国際を除く3区分で同一の事業者を指定している場合	当該他事業者が通話卸を活用して提供する通話サービスに係る電話等利用契約				
4区分で同一の事業者を指定している場合	当該他事業者が通話卸を活用して提供する通話サービスに係る電話等利用契約													
国際を除く3区分で同一の事業者を指定している場合	当該他事業者が通話卸を活用して提供する通話サービスに係る電話等利用契約													
4区分で同一の事業者を指定している場合	当該他事業者が通話卸を活用して提供する通話サービスに係る電話等利用契約													
国際を除く3区分で同一の事業者を指定している場合	当該他事業者が通話卸を活用して提供する通話サービスに係る電話等利用契約													

B案：契約約款の変更

	旧	新				
<p>附則 (経過措置)</p>	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2024年x月x日に改正を実施。 この改正規定実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとする。 この改正実施の時点に、改正前の規定により優先接続で次の表の左欄の指定をしている場合であって、当社または他事業者に特段の申し出がないときは、次の表の右欄の電話等利用契約を締結したこととなる。 <table border="1" data-bbox="1218 448 2001 565"> <tr> <td data-bbox="1218 448 1545 505">4区分で同一の事業者を指定している場合</td> <td data-bbox="1545 448 2001 505">当該他事業者が通話卸を活用して提供する通話サービスに係る電話等利用契約</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1218 505 1545 565">国際を除く3区分で同一の事業者を指定している場合</td> <td data-bbox="1545 505 2001 565">当該他事業者が通話卸を活用して提供する通話サービスに係る電話等利用契約</td> </tr> </table> <p>上記以外の場合は、当社が提供する通話サービスを利用するものとする。</p>	4区分で同一の事業者を指定している場合	当該他事業者が通話卸を活用して提供する通話サービスに係る電話等利用契約	国際を除く3区分で同一の事業者を指定している場合	当該他事業者が通話卸を活用して提供する通話サービスに係る電話等利用契約
4区分で同一の事業者を指定している場合	当該他事業者が通話卸を活用して提供する通話サービスに係る電話等利用契約					
国際を除く3区分で同一の事業者を指定している場合	当該他事業者が通話卸を活用して提供する通話サービスに係る電話等利用契約					

1(1)－②

加入電話やINSネットからメタルIP電話への契約移行については、契約約款に規定した上で、個別の契約についても手続が必要という理解でよいか。その際、個別の契約の位置づけは、既存契約の変更と新規契約のどちらになるのか。また、その考え方をとる理由は何か。

回答

- 加入電話やINSネットからメタルIP電話への契約移行に係る契約約款の構成については、別紙1のとおり「契約約款の廃止・新設(A案)」「現行契約約款の変更(B案)」の2案を検討しておりますが、いずれの案の場合も、当社からお客様へ書面等により契約内容をお知らせし、ご確認いただく手続きをとる考えです。
- IP網移行後のメタルIP電話は、お客様宅での工事は不要で電話機等の端末はそのままご利用可能であること、基本料金は変わらず通話料は全国一律3分8.5円となり基本的に多くのお客様には現状より低廉な料金でご利用可能であることから、お客様の大多数は引き続きメタルIP電話をご利用されるものと考えられます。
- こうした利用を鑑み、
 - 「契約約款の廃止・新設(A案)」の場合、メタルIP電話をIP網による新たな電話サービスと捉え、現行の契約約款を廃止・メタルIP電話の契約約款を新設し、契約を新規約款に移行することとしていますが、IP網へ移行後においてもこうした大多数のお客様の通話サービスを確保する観点から、別段の意思表示のなかった契約者(意思確認ができなかった契約者)については、引き続きメタルIP電話のご利用意思があるものとみなして扱うこととするものです。
 - 「契約約款の変更案(B案)」の場合、固定電話として実質的なサービスが大きく変わるものではなく、その変更の内容は「電話サービス契約約款」「総合デジタル通信サービス契約約款」の契約の目的に反せず、合理的なものと考えられることから、現行の契約約款を維持したまま提供条件を変更することとするものです。

1(1)－③

現在示されている契約移行の方法については、現在、民法や消費者契約法の改正などにおける議論も踏まえ、これらの法令との関係で抵触しないものとして検討されたものなのか。

回答

- 契約移行の方法について、別紙1でお示しいずれの案も、民法や消費者契約法の改正などにおける議論を踏まえて、契約法に関する専門家等とも相談しながら、検討を進めているところです。

1(1)－④

「黙示の合意」との考えのもとで契約の移行を行った類似の前例として、「マジックボックス」から「話中時転送サービス」への移行の事例があるとのことだが、その際の対応(利用者への案内、約款上の記載ぶり、契約の扱い)について実際の例を示してほしい。また、そうした前例の際、利用者から苦情が生じたといった事実は認められなかったか。

回答

- 「マジックボックス」については、具体的なサービス提供終了時期を公表して以降、「マジックボックス」契約中の全てのお客様に対して、以下の内容をお知らせする書面(ダイレクトメール)を複数回送付しました。
 - 「マジックボックス」のサービス提供を、2016年2月29日に終了すること。
 - 「マジックボックス」のサービス提供終了後、代替サービス(「話中時転送サービス」及び「ボイスワープ」)を利用することにより、「マジックボックス」の有する3つの機能のうち「不在時・話中時の転送」、「キャッチホン」の2つの機能を引き続き利用できることから、お客様から「マジックボックス」解約の申出がない場合は、代替サービス(「話中時転送サービス」及び「ボイスワープ」)の利用意向があったものとみなして「マジックボックス」サービス提供終了時期までの間にこれらのサービスの契約に移行すること。その際、移行後の月額利用料は、移行前と同額(参考2)となること。
 - 一方、「マジックボックス」の3つの機能のうち、「不在時・話中時のメッセージ録音」機能は利用できなくなるため、お客様ご自身で録音装置等をご用意いただく必要があること。
- その結果、お客様から解約の申し出がなかった約3万契約(東:1.8万契約、西:1.2万契約)については、「マジックボックス」のサービス提供終了時期(2016年2月29日)までの間に代替サービス(「話中時転送サービス」及び「ボイスワープ」)の契約へ移行することとしましたが、これに関する苦情はありませんでした。
- 本事例に関する契約約款における規定は次頁(参考1)のとおりです。

回答

(参考1)電話サービス契約約款における「マジックボックス」から「話中時転送サービス」「ボイスワープ」への移行に関する規定

複合着信転送機能のうち録音機能付のもの(マジックボックス)

通話中着信機能のうち転送機能付のもの(話中時転送サービス)及び高度自動着信転送機能(ボイスワープ)の基本機能

(参考2)「マジックボックス」、「話中時転送サービス」、「ボイスワープ」のサービス内容、利用料等

サービス名	サービス提供	サービス内容	月額利用料			
			事務用		住宅用	
マジックボックス	提供終了 (2016.2.29)	「不在時・話中時の転送」、「不在時・話中時のメッセージ録音」、「キャッチホン」の3つの機能を提供	1,100円		800円	
話中時転送サービス	提供中	「話中時転送」、「キャッチホン」の2つの機能を提供	350円	1,100円 〔セット割引 適用後〕	350円	800円 〔セット割引 適用後〕
ボイスワープ	提供中	「不在時転送」、「応答後転送」の2つの機能を提供	800円		500円	

1(1)－⑤

事前に複数の書面によるお知らせを行った上で、移行を望まない申し出がない限り、IP網移行の時点でメタルIP電話の契約に移行させるといった方法については、加入電話はユニバーサルサービスであり、契約を変更したとしても「一般の利益」に合致するとの考えによって検討されたものなのか。

回答

- 加入電話やINSネットからメタルIP電話への契約移行に係る契約約款の構成については、別紙1のとおり「契約約款の廃止・新設(A案)」「現行契約約款の変更(B案)」の2案を検討しておりますが、いずれの案にせよ、民法や消費者契約法の改正の議論を踏まえて、契約法に関する専門家等とも相談しながら、現在検討を進めているところです。
- IP網移行後のメタルIP電話は、お客様宅での工事は不要で電話機等の端末はそのままご利用可能であること、基本料金は変わらず通話料は全国一律3分8.5円となり基本的に多くのお客様には現状より低廉な料金でご利用可能であることから、お客様の大多数は引き続きメタルIP電話をご利用されるものと考えられる中、それぞれの案の場合について、下記のように考え契約を変更するものです。
 - 「契約約款の廃止・新設(A案)」の場合、IP網へ移行後においても上記のような大多数のお客様の通話サービスを確保する観点から、別段の意思表示のなかった契約者(意思確認ができなかった契約者)については、引き続きメタルIP電話のご利用意思があるものとみなして扱うこととするものです。(改正民法第五百四十八条の二第1項の観点)
 - 「現行契約約款の変更(B案)」の場合、固定電話として実質的なサービスが大きく変わるものではなく、その変更の内容は「電話サービス契約約款」「総合デジタル通信サービス契約約款」の契約の目的に反せず、合理的なものと考えられることから、現行の契約約款を維持したまま提供条件を変更することとするものです。(改正民法第五百四十八条の四第1項二号の観点)
- いずれの案の場合においても、当社としては、移行前に十分な期間を確保し、複数回の書面等により、移行に関する内容を丁寧にお知らせしていく考えです。

1(1)－⑥

NTTは、サービス移行にあたり、利用者にとって不利益となる変更がある場合でも、サービスの同等性がある場合と同様に、「黙示の合意」といった考え方をする旨を説明しているが、不利益の程度等に応じてなすべき利用者への対応も変わってくると考える。特に、IP網への移行に伴い提供終了となるサービスや品質劣化が生じるINSネット(デジタル通信モード)のようなサービスについてはより丁寧に検討する必要があるのではないか。

回答

- 「固定電話」からメタルIP電話への移行にあたって、一部のお客様にとって不利益となる可能性のある変更については、当社としては、移行前に十分な期間を確保し、複数回の書面等により、移行に関する内容を丁寧にお知らせするとともに、必要に応じて、お客様等との対応を実施していく考えです。また、IP網への移行に伴い、現時点、当社が想定していない課題が生じるような場合には、IP網への移行後においても、お客様に対して責任をもって対応していく考えです。
- 具体的には、
 - IP網への移行にあわせて提供終了となるサービス(ノーリング通信等)や通話料の割引サービス(イチリッツ等)については、契約の移行を行った類似の前例も参考に、サービス終了時期の確定後(2017年秋頃以降)速やかに、ホームページでの公表、ダイレクトメールや請求書同封によるお知らせ、問合せコールセンター・ポータルサイトの設置等の方法により、新規販売の停止や提供終了のお知らせを行い、お客様が時間的余裕を持って利用継続のご判断をいただけるよう十分な期間を取ってお知らせしていく考えです。
 - また、IP網への移行に伴い品質劣化が生じるISDN(デジタル通信モード)については、ISDNデジタル通信モードがメタルIP電話上のデータ通信(補完策)に移行することに伴うサービスの提供条件・品質等の変更について、上記の提供終了となるサービス等と同様にお知らせするとともに、お客様へ効果的かつタイムリーにお知らせできるよう、デジタル通信モードをご利用になられている主な業界団体や企業の皆様とも連携・協力していく考えです。
- 当社としては、「固定電話」からメタルIP電話への移行にあたって、全てのお客様に対して積極的な利用継続意思の確認や契約変更手続きを求めるのはかえってお客様のご不便を強いることになりかねないと考えるため、お客様への周知・対応を丁寧に行っていくことで、IP網への移行に伴う変更とその内容についてご理解を深めていただき、より多くのお客様に意思表示をいただけるよう努め、それでもなお別段の意思表示のなかったお客様については、引き続き固定電話をお使いいただけるよう契約を移行する考えです。

1(1)－⑦

IP網への移行に伴い利用者において不利益となりうる変更が生じるようなサービスについては、利用者において不測の不利益が生じるリスクを可能な限り抑える観点から、利用者に対して積極的な利用継続意思の確認を行っていくことについて、どう考えるか。

回答

- 「固定電話」からメタルIP電話への移行にあたって、一部のお客様にとって不利益となる可能性のある変更については、お客様において不測の不利益が生じるリスクを可能な限り抑える観点からも、当社としては、移行前に十分な期間を確保し、複数回の書面等により、移行に関する内容を丁寧にお知らせするとともに、必要に応じて、お客様等との対応を実施していく考えです。また、IP網への移行に伴い、現時点、当社が想定していない課題が生じるような場合には、IP網への移行後においても、お客様に対して責任をもって対応していく考えです。
- 具体的には、
 - IP網への移行にあわせて提供終了となるサービス(ノーリング通信等)や通話料の割引サービス(イチリッツ等)については、契約の移行を行った類似の前例も参考に、サービス終了時期の確定後(2017年秋頃以降)速やかに、ホームページでの公表、ダイレクトメールや請求書同封によるお知らせ、問合せコールセンター・ポータルサイトの設置等の方法により、新規販売の停止や提供終了のお知らせを行い、お客様が時間的余裕を持って利用継続のご判断をいただけるよう十分な期間を取ってお知らせしていく考えです。
 - また、IP網への移行に伴い品質劣化が生じるISDN(デジタル通信モード)については、ISDNデジタル通信モードがメタルIP電話上のデータ通信(補完策)に移行することに伴うサービスの提供条件・品質等の変更について、上記の提供終了となるサービス等と同様にお知らせするとともに、お客様へ効果的かつタイムリーにお知らせできるよう、デジタル通信モードをご利用になられている主な業界団体や企業の皆様とも連携・協力していく考えです。
- 当社としては、「固定電話」からメタルIP電話への移行にあたって、全てのお客様に対して積極的な利用継続意思の確認や契約変更手続きを求めるのはかえってお客様のご不便を強いることになりかねないと考えため、お客様への周知・対応を丁寧に行っていくことで、IP網への移行に伴う変更とその内容についてご理解を深めていただき、より多くのお客様に意思表示をいただけるよう努め、それでもなお別段の意思表示のなかったお客様については、引き続き固定電話をお使いいただけるよう契約を移行する考えです。

1(1)－⑧

メタルIP電話への契約移行に係る書面でのお知らせに関して、悪質な販売勧誘等による消費者被害を防止する観点から、書面の内容がわかりやすいものとなるよう慎重に検討するとともに、様々なところで事前のチェックを受けることが必要と考えるが、NTTとしてはどう考えているか。

回答

- ご指摘の通り、悪質な販売勧誘等による消費者被害を防止する観点から、メタルIP電話への契約移行について書面でお知らせし、その内容についてはお客様にとって分かりやすいものとなるように検討していく考えであり、消費者保護に関する専門家や国民生活センター等にも相談して進めてまいります。
- また、現在の116やお客さま相談センター等に加え、IP網移行に関するご相談窓口(コールセンタ)や専用のポータルサイトを設置して、お客様が相談できる体制を用意していく考えです。

1(1)－⑨

NTTは、2024年初頭から2025年初頭の間に実施予定の設備切替に関して、IP網への切替に向けた対応、切替時に問題が発生した場合の対応、切替に関する問い合わせへの対応、移行後の利用者のフォロー等について、関係事業者の協力を得ながら責任を持って体制を整えて対応していく考えを示している。この点、同期間において、契約の切替についてもコールセンターを設置し、対応していく考えはあるか。

回答

- メタルIP電話への契約移行(契約の切替)に関するお客様への周知については、契約移行のタイミング(2024年初頭)よりも前の時点から実施する予定であり、その周知開始のタイミングから設備切替の完了後一定期間が経過するまでの間、契約移行に係る問合せ等に対応できるコールセンターを用意する考えです。

1(1)－⑩

2024年初頭に提供終了またはメタルIP電話への移行を予定しているサービスについて、2024年初頭のタイミングをまたいで利用休止・一時中断の扱いとなっている利用者については、利用休止や一時中断の申込時や利用再開時における説明など、どのように対応していく考えか。

回答

- 利用休止の扱いとなっているお客様については、報道発表やホームページ等を通じて周知を行っていくとともに、お客様から利用再開の申し出があった際に改めて、メタルIP電話でご利用を再開いただくことになる旨を説明し、お客様のメタルIP電話の利用意思を確認していくなど、具体的な方法を検討していく考えです。

1(1)－⑪

NTTは、メタルIP電話がいつまで提供されるのか明確にしておらず、光IP電話サービスの単体提供ができないままでいくのであれば、利用者にとっては非常に大きな影響を与えることとなる。メタルIP電話がいつまで提供されるのかといった情報については早い段階で利用者に説明していくことが大切であるが、NTTとしてはどう考えているか。

回答

- メタル收容装置は、2025年以降もできるだけ長く使っていく考えであるものの、故障の発生度合いや、保守用物品の検出可能性に影響するユーザ加入状況等、変動要素が多いため、現時点で具体的な維持限界の時期をお示しすることは困難です。
- 将来的にメタルIP電話を終了するようなことになる場合には、できる限り早期に公表するとともに、終了までに十分な期間を設けて周知を行う等、お客様にご迷惑をおかけしないように丁寧に対応していく考えです。

1(1)－⑫

提案されているメタルIP電話の料金体系は、アナログ電話の料金体系を基本的に踏襲し、「基本料金＋従量料金(全国一律3分8.5円)」という二部料金になっている。しかし、データ通信の性格上、従量課金とすることの合理性は低いと考えられる。一方、定額制は利用料にかかわらず一定の収益を上げることができ、また課金コスト等の面でもメリットがあるのではないかと考えられる。他方、利用者にとっても、通話時間に拠らない定額制は支払額が確定しており、魅力的な面がある。現行の制度的制約もあるが、料金オプションとして、定額制を導入することについてどのように考えるか。

回答

- 今回公表した料金については、現行の料金体系・水準を見直す場合、現在に比べて負担が増大するお客様も生じることから、IP網への移行のタイミングでは、お客様の混乱とご負担を避け、円滑に移行いただけることを第一に考えたものです。
- 選択制の定額料金メニューの導入や料金体系の更なるシンプル化については、市場環境の変化等を踏まえながら、IP網への移行とは別に検討していく考えです。

1. (2)－①

マイラインについて、事業者シェア、法人利用者の規模等、現在のマイラインの利用実態に即した情報を開示した方が議論しやすいと考える。そのような情報を開示することはできるか。

回答

- マイライン事業者協議会において現在集計中であり、別途お示しする考えです。

(6/7更新)

資料33-4のP2にご提示しております。

1. (2)－②

マイラインについて、メタルIP電話の「通話サービス卸」の提案やKDDIが提案しているような中間的な案を含め、マイラインに関する事業者間の協議状況(メリット・デメリット、周知コスト等)はどのような状況にあるのか。当該提案に対する他事業者の反応はどうか。

回答

- マイラインに関する事業者間協議については、メタルIP電話の通話サービス卸と他事業者の提案内容であるメタル収容装置やIP網側でのマイラインを実現する案とのコスト比較や、マイラインにおいて複数事業者に登録されているお客様の扱いを含めた対応方法等について議論を始めたところであり、今後、議論を加速していく考えです。

(6/7更新)

資料33-4のP13～15にご提示しております。

1. (2)－③

NTTに巻き取られると独占回帰となるのではという懸念があったが、マイライン通話区分に複数事業者を選択しておりかつ明示的な意思表示がない利用者について、複数事業者を選択している利用者は、マイライン利用者全体のうちどの程度を占めているのか。

回答

- マイライン事業者協議会において現在集計中であり、別途お示しする考えです。

(6/7更新)

資料33-4のP4にご提示しております。

1. (2) - ④

マイライン事業者は、マイライン通話区分について複数事業者を選択している利用者の数を把握できているのか。

回答

- マイライン事業者では、自社に登録されているユーザについては具体的な登録内容も管理されていると考えますが、自社以外の登録状況については、把握できていないものと考えます。そのため、マイライン事業者協議会に依頼することにより、当該情報を把握する必要があると考えます。

(6/7更新)

資料33-4のP6にご提示しており、各社へユーザ数について共有をしております。

1. (2)－⑤

メタルIP電話への移行に伴い、例えば、現行のマイライン4区分に同一事業者を選択している場合、これに応じて当該事業者の通話サービスに移行することを提案しているが、この場合、以下の点について、どのように考えているのか。

- ① 現行の「みなし契約」は維持されるのか。(OOXYは継続)
- ② 利用者が当該事業者と契約を締結し直さなくていい理由は何か。また、そのために御社と当該事業者の契約約款でどのような措置が必要と考えているのか。
- ③ 利用者への周知はどのように行うことを考えているのか。

回答

• みなし契約については、総務省の電業第57号(平成9年7月8日)に基づいて提供しているものと認識していますが、その有効性がメタルIP電話への移行後も継続されるものとして、当社の認識を以下に回答します。

- ①メタルIP電話においても、選択中継機能(OOXYルーティング機能)を継続する考えであることから、加入電話と同様に「みなし契約(※1)」を維持することが必要ではないかと想定しています。

しかしながら、メタルIP電話契約へ加入電話契約と同様にみなし契約を維持するか否かについては、当社のみで決められないため、今後、関係事業者(※2)と協議を進める考えです。

※1:みなし契約とは、お客様が加入電話等の契約をした場合に、関係事業者の定める契約約款の規定に基づいて、各事業者の電話等利用契約を締結したことによること。

※2:現在、みなし契約を適用している事業者は、NTTコミュニケーションズ、ソフトバンク、KDDI、九州通信ネットワークの4社

- ②メタルIP電話に係る契約に移行した際に、メタルIP電話の契約約款及びみなし契約事業者の契約約款に基づき、みなし契約を締結することとなるものと考えます。そのため、それぞれの事業者の契約約款等で、新たなみなし契約が有効となるような手当てが必要になると考えます。

- ③利用者への周知はみなし契約の提供事業者側が主体的に行うことになるものと考えておりますが、仮に当該事業者から周知にかかるご相談をいただいた際には協議していく考えです。

(6/7更新)

資料33-4のP7～12にご提示しております。

1. (2)－⑥

利用者からの申出が無い場合におけるマイライン利用者の移行先のデフォルトがNTT東西となっているが、独占回帰を避けるためにも、複数の移行パターンを検討する必要性についてどう考えているか。

回答

- 当社の提案では、マイラインの代替策である通話サービス卸を利用して他事業者が通話サービスを提供することを前提に、マイライン事業者協議会から、お客様へのダイレクトメールの送付等において、現在のマイライン登録状況をお知らせするとともに、お客様がIP網への移行後に利用される通話サービスを選択できるようにするものであり、お客様は、当社の通話サービスか他事業者の通話サービスを自由に選択いただくことが可能です。
また、明示的に選択されなかったお客様について、4区分で同一事業者を選択している場合等は、その事業者の通話サービスの利用を申し込まれたものとして取り扱う考えであり、当社の営業での経験上も、各区分で同一事業者を選択されているお客様は相当数存在するものと考えられることから、必ずしも当社が独占的にユーザを獲得することにはならないものと考えます。
- いずれにしても、4月6日の委員会において当社からお示した移行パターンについては、あくまで現時点で当社が考える一つの案であるため、今後マイライン事業者協議会からお示しする情報を踏まえ、複数の移行パターンを検討することを含め、関係事業者で速やかに議論を進めていく考えです。

(6/7更新)

資料33-4のP4、5にご提示のとおり、当初の当社提案A案に加え、複数の移行案を追加しております。

1. (2)－⑦

マイライン事業者協議会から利用者に対して周知がされる場合、マイラインに登録したことすら覚えていない利用者が多いと想定される中では、信頼できる者からの周知とは思わない可能性がある。利用者の混乱を避けるためにも、周知方法について工夫が必要と考えるが、具体的に検討を行っているか。

回答

- 当社としては、マイラインの提供終了に伴うお客様周知を公平・中立に行う観点から、マイライン事業者協議会による周知を提案したものです。
- その際、例えば、マイライン事業者協議会による周知を、NTT東西からの加入電話・INSネットの終了のお知らせとセットで案内する方法も含め、具体的な方法について、今後関係事業者と協議していく考えです。

(6/7更新)

資料33-4のP15、16にご提示のとおり検討しております。

1. (2)－⑧

マイライン利用者にとっては、自身の登録状況の他にも、意思表示しなかった場合の契約の遷移がどうなるか、明確に分かるように周知すべきではないか。

回答

- 当社としては、マイライン終了に伴うお客様への個別周知の際に、お客様のマイライン登録状況に加えて、意思表示をしなかった場合にどの事業者のサービスに移行することになるのかを明示することが望ましいと考えており、具体的な内容等については、今後事業者間で協議していく考えです。

(6/7更新)

資料33-4のP16に当社の考えをご提示しております。

1. (2)－⑨

周知の内容にある利用可能な通話サービス提供事業者のサービス情報については、どのような情報を周知すると利用者がどう行動するのかという想定モデルのようなものが、周知内容の検討に際して必要と思うが、この点についてどう考えるか。

回答

- マイライン廃止の周知に合わせて、例えば通話サービス提供事業者の一覧など、少なくともお客様が適切に判断できる情報を提供する必要があると考えますが、ご指摘のような観点も踏まえ、具体的には今後事業者間で協議を行っていく考えです。

(6/7更新)

資料33-4のP16に当社の考えをご提示しております。

1(2)－①

マイライン事業者協議会から実施する予定の対応(利用者への周知等)について、コストの見通し及びコスト負担の方法についてどのように考えているか。

回答

- マイライン事業者協議会から実施する周知については、当社の「メタルIP電話への移行前のお知らせ」と同時に行うことで、書面送付やコールセンタ等のコストを低減させていく考えですが、具体的なコストの見通しやコスト負担については、マイライン関連事業者と協議を進めており、具体的な内容については電話網移行円滑化委員会にて説明する考えです。

(6/7更新)

資料33-4のP14、15に当社の考えをご提示しております。

1. (3)－①

「通話サービス卸」の料金・提供条件等については、事業者からの個別の要請に対応すると、対応に差があるのではという疑問を持たれる可能性があること、通話サービス卸の利用を検討している事業者にとって関心が高いこと、マイライン利用者との手続をどう進めるかに関わってくることを考慮する必要がある。また、2022年頃にメタルIP電話の利用者向け料金が確定とあるが、このタイミングで事業者向けの卸料金が明らかになるのでは遅すぎると考える。割引率や卸提供に係る費用の開示について、開示の可否、タイミング、方法等の計画についてどう考えているか。

回答

- ご指摘のとおり、マイラインの代替として通話サービス卸で対応していくことを判断いただく上でも、その料金・提供条件等は重要な判断材料になると認識しており、市場環境が著しく変化しない前提での現時点での予定として、なるべく早期に料金等を関係事業者にお示しする考えです。
- 通話サービス卸の料金・提供条件等の確定については、当社が2022年頃にメタルIP電話の料金等を確定して公表・周知を行うより前に、他事業者の意向を踏まえた十分な期間を取ってお伝えしていくことにより、通話サービス卸の利用事業者が当社と同時期に自社サービスとして提供の準備を行えるようにしていく考えです。

(6/7更新)

6/2「ご質問への回答」1(3)－①にご提示しております。

1(3)－①

資料30-2 30頁(1.(3)－①)に関して、「通話サービス卸の料金・提供条件等の確定については、当社が2022年頃にメタルIP電話の料金等を確定して公表・周知を行うより前に、他事業者の意向を踏まえた十分な期間を取ってお伝えしていく」といった考え方が示されているが、「十分な期間」とはどの程度の期間を想定しているか。他事業者における検討期間や利用者への周知に関する準備期間等を踏まえると、相当程度の期間を確保する必要があるのではないか。

回答

- 通話サービス卸の料金・提供条件については、現時点での当社の考えを関係事業者にお伝えした上で協議を行っているところです。
- その上で、他事業者における検討やお客様への周知に関する準備等が間に合うよう、当社がメタルIP電話の料金を確定・公表する時期の概ね1年前までには、通話サービス卸の料金・提供条件を確定し、関係事業者にお知らせする考えです。

1. (4)－①

ピンク電話はニーズがあるとのことで継続することだが、ノーリング通信も、ガス検針等に利用されており、同様にニーズはあると考える。提供終了サービスについて、提供を終了するサービスとそうでないサービスをどのような基準で切り分けているのか。

回答

- お客様のご利用の減少が見込まれ、IP網において技術的・経済的に提供が困難であるサービスは、IP網へ移行するタイミングで、提供を終了することとしております。
- 例えば、ノーリング通信サービスについては、現在のPSTNにおいても特殊な装置を用いて特殊なISUP信号を用いた特殊なシーケンス※により実現している機能ですが、これをIP網移行後のメタルIP電話上で実現するためには、サービスを提供するための特殊な装置が維持限界を迎えるため、これを再作する必要があるとともに、無鳴動着信などを行うために特殊なSIP信号をIP網に追加開発し、メタル収容装置とインターワークするような機能を開発する必要があります。お客様は無線等を用いた方式に移行している中で、こうした技術的にも複雑で特殊な開発を行うには多大なコストが必要となり、また特殊な装置を再作することは現実的ではないため、ノーリング通信サービスについてはIP網への移行に伴い終了する考えであり、検針事業者等への代替サービスの提案等を行っているところです。
- いずれにしても、提供終了サービスについては、サービス終了時期の確定後(2017年秋頃以降)、ホームページでの公表、ダイレクトメールでのご案内、請求書にご案内を同封する等の方法により、新規販売の停止や提供終了のご案内を行い、お客様が時間的余裕を持って対応できるよう十分な期間を取ってお知らせしていく考えです。

※ 通信を確立する際等における、装置間での制御信号等の送信・応答といった手順の流れ(順序)

1. (4)－②

委員会やパブコメの中で指摘のあった、「ノーリング通信」、「でんわばん」、「ナンバーアナウンス」、「ナンバーお知らせ136」などの提供終了サービスについて、代替役務の案内を含む利用者への対応については、どのような状況となっているのか。

回答

- 例えば、ノーリング通信サービスについては、ガス会社等がサービスを利用してエンドユーザ(検針対象世帯)の遠隔検針等を行っており、ガス会社のほか、ガス会社等が加盟する主要な業界団体と、代替サービスへの移行促進に向けて、意見交換を実施中です。(提供終了サービスの対応状況については、別紙参照)
- 提供終了サービスについては、サービス終了時期の確定後(2017年秋頃以降)、ホームページでの公表、ダイレクトメールでのご案内、請求書にご案内を同封する等の方法により、新規販売の停止や提供終了のご案内を行い、お客様が時間的余裕を持って対応できるよう十分な期間を取ってお知らせしていく考えです。

提供終了サービスに関する利用者対応の取組み(NTT東西)

※「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方に関して講ずべき措置について(要請)」(総基事第10号(平成24年2月2日))に基づき、平成28年12月に総務省に報告した内容から抜粋したもの。

サービス	契約数(NTT東西合計)			取組み内容
	H27.3	H28.3	H28.9	
ビル電話	3.0万(加入)	2.8万(加入)	2.8万(加入)	<ul style="list-style-type: none"> ・機会を捉えて個別にお客様を訪問し、個社毎の利用実態やシステム構成等のヒアリングを進め、フレッツ光+ひかり電話オフィスAへの移行のご提案を引き続き進めている。 具体的には、ビル電話固有の機能である内線通話機能への対策として、PBX設置やひかり電話オフィスAのグループダイヤリング機能を用いた提案をし、異名義の内線機能を利用しているお客様には、代替手段として、ビジネスホンやPBX等だけで内線通話機能が構築できるようなSI提案を実施中。 ・特に大口契約ユーザにおいては、ビル建て替えの時期を情報収集し、建て替え時期が間近であれば建て替えにあわせた移行を促していく考え。 今後、サービス終了時期が確定した時点で報道発表やDM等による適切な周知を実施していく考え。
着信用電話	4.5万(契約)	3.8万(契約)	3.6万(契約)	<ul style="list-style-type: none"> ・大口利用ユーザの一部へ利用実態等のヒアリングを実施し、受付専用ダイヤル等の用途でご利用されていることを把握。 ・受付専用ダイヤル等の用途で利用しているユーザに対しては、IP網への移行後も引き続き基本的な音声サービスはご利用可能であることに加え、既設端末の設定変更等により着信専用電話としてご利用いただける場合があることを説明していく考え。 また、端末のライフサイクルに合わせて光回線への移行を検討しているユーザに対しては、「フレッツ光+ひかり電話」等のサービスを提案する中で、端末の設定により着信専用電話としてご利用いただけることを説明していく考え。 今後、サービス終了時期が確定した時点で報道発表やDM等による適切な周知を実施していく考え。
支店代行電話	311(回線)	300(回線)	296(回線)	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひかり電話+着信課金番号」や転送サービス等の代替サービスへの移行により電話番号の変更を伴う場合があり、早期にお客様対応を実施する必要があることから、現在、サービス終了周知および代替サービスに関するご紹介・ご提案を実施中。 ・上記の対応を継続し、代替サービスへの移行を促していく考え。 今後、サービス終了時期が確定した時点で報道発表やDM等による適切な周知を実施していく考え。

サービス	契約数(NTT東西合計)			具体的な移行対策及びその実施状況
	H27.3	H28.3	H28.9	
有線放送電話接続電話	6(回線)	6(回線)	6(回線)	<ul style="list-style-type: none"> ・有線放送事業者に利用実態等のヒアリングとともにサービス終了について説明を実施し、有線放送事業者のPBXの更改に合わせて代替サービス(ひかり電話等のIP電話等)に移行するために、事業者と対応策を検討中。 ・上記の対応を継続し、代替サービスへの移行を促していく考え。 今後、サービス終了時期が確定した時点で報道発表やDM等による適切な周知を実施していく考え。
短縮ダイヤル	6.8万(契約)	6.1万(契約)	5.8万(契約)	<ul style="list-style-type: none"> ・ビル電話と同様に、ビジネス向けのサービスをご利用のお客様を中心に、機会を捉えて個別に訪問し代替サービス(PBX、ビジネスホン、家庭用電話機の短縮ダイヤル機能等)に関するご紹介・ご提案を実施。 ・今後各サービス毎の施設数動向等を鑑みて、サービス終了の影響度が大きいと想定される大口契約ユーザを中心に周知・提案を順次行っていく考え。 また、それ以外のお客様に対しても、PSTNマイグレーションに先立ち順次提供終了見込みのサービスと同様に、今後、サービス終了時期が確定した時点で報道発表やDM等による適切な周知を実施していく考え。
トーカー案内	293(音源回線)	285(音源回線)	282(音源回線)	<ul style="list-style-type: none"> ・機能的に「ひかり電話オフィスA+複数回線用音声応答装置」や「電話を活用した情報提供サービス+録音再生装置」で代替可能であり、自治体等による公的な利用が約9割を占めていることから、自治体に対し、サービス終了通知及び代替手段のご提案を実施中。 ・上記の対応を継続し、代替サービスへの移行を促していく考え。 今後、サービス終了時期が確定した時点で報道発表やDM等による適切な周知を実施していく考え。
発着信専用	3.0万(契約)	2.8万(契約)	2.6万(契約)	<ul style="list-style-type: none"> ・ビル電話と同様に、ビジネス向けのサービスをご利用のお客様を中心に、機会を捉えて個別に訪問し代替サービス(PBX等の発信/着信規制機能等)に関するご紹介・ご提案を実施。 ・今後各サービス毎の施設数動向等を鑑みて、サービス終了の影響度が大きいと想定される大口契約ユーザを中心に周知・提案を順次行っていく考え。 また、それ以外のお客様に対しても、PSTNマイグレーションに先立ち順次提供終了見込みのサービスと同様に、今後、サービス終了時期が確定した時点で報道発表やDM等による適切な周知を実施していく考え。

サービス	契約数(NTT東西合計)			具体的な移行対策及びその実施状況
	H27.3	H28.3	H28.9	
ノーリング通信	401(回線)	400(回線)	391(回線)	<ul style="list-style-type: none"> ・主要検針事業者へのヒアリングを実施したところ、以下のような実態を把握できたことから、利用実態を踏まえた具体的な移行計画を検針事業者と連携しながら策定していく考え。 <ul style="list-style-type: none"> -検針事業者は運用コスト低減の観点から、無線化を推進していること -検針先がナンバーディスプレイを契約していれば、ノーリング通信サービスを利用しなくても無鳴動による遠隔検針が可能となる端末を利用している場合があること -主に、端末からセンタへ検針データを送信することで遠隔検針しており、送信エラーがあった場合のみ、事前に検針先へ連絡し、電話機を鳴動させる方法により検針していることから、今後サービスを終了した場合でも、センタからデータ送信を行う際には端末を鳴動させて検針を行う意向の事業者がいること また、主要な業界団体に対してもサービス終了の通知を行ったところ(H26.5)であり、全ノーリング通信契約者に対して、個別にサービス終了の通知を行っているところ(H26.2Q～)。 なお、代替手段(無線、端末発信、リングング、ひかり電話+サブアドレス通知機能等)への移行促進を加速させるため、主要な業界団体を通じて、移行方針把握を実施し、影響度合いが大きいと思われる一部大口ユーザについては、利用状況及び代替手段把握を目的としたアンケート実施(H27.2Q)。アンケート内容を分析の上、代替手段を検討していない旨の回答があった検針事業者等に対して、個別にサービス終了周知及び代替手段のご説明を開始(H27.3Q～)。一部事業者は機器更改に合わせ、順次代替策(無線、リングング等)に移行を進めていることを確認(H28.1)。主要な業界団体・加盟企業とは、代替移行促進に向けて、意見交換を実施中(H28.2Q～)。 ・上記の対応を継続し、代替サービスへの移行を促していく考え。 今後、サービス終了時期が確定した時点で報道発表やDM等による適切な周知を実施していく考え。
でんわばん	2.1万(契約)	1.8万(契約)	1.8万(契約)	<ul style="list-style-type: none"> ・ビル電話と同様に、ビジネス向けのサービスをご利用のお客様を中心に、機会を捉えて個別に訪問し代替サービス(留守番電話音声応答装置等)に関するご紹介・ご提案を実施。 ・今後各サービス毎の施設数動向等を鑑みて、サービス終了の影響度が大きいと想定される大口契約ユーザを中心に周知・提案を順次行っていく考え。 また、それ以外のお客様に対しても、PSTNマイグレーションに先立ち順次提供終了見込みのサービスと同様に、今後、サービス終了時期が確定した時点で報道発表やDM等による適切な周知を実施していく考え。

サービス	契約数(NTT東西合計)			具体的な移行対策及びその実施状況
	H27.3	H28.3	H28.9	
キャッチホン・ディスプレイ	5.4万(契約)	4.9万(契約)	4.7万(契約)	<ul style="list-style-type: none"> ・ビル電話と同様に、ビジネス向けのサービスをご利用のお客様を中心に、機会を捉えて個別に訪問し代替サービス(ルータ等端末機能)に関するご紹介・ご提案を実施。 ・今後各サービス毎の施設数動向等を鑑みて、サービス終了の影響度が大きいと想定される大口契約ユーザを中心に周知・提案を順次行っていく考え。 <p>また、それ以外のお客様に対しても、PSTNマイグレーションに先立ち順次提供終了見込みのサービスと同様に、今後、サービス終了時期が確定した時点で報道発表やDM等による適切な周知を実施していく考え。</p>
ナンバー・アナウンス	2.7万(契約)	2.4万(契約)	2.3万(契約)	<ul style="list-style-type: none"> ・ビル電話と同様に、ビジネス向けのサービスをご利用のお客様を中心に、機会を捉えて個別に訪問し代替サービス(ナンバー・ディスプレイ+読み上げ機能付電話機等)に関するご紹介・ご提案を実施。 ・今後各サービス毎の施設数動向等を鑑みて、サービス終了の影響度が大きいと想定される大口契約ユーザを中心に周知・提案を順次行っていく考え。 <p>また、それ以外のお客様に対しても、PSTNマイグレーションに先立ち順次提供終了見込みのサービスと同様に、今後、サービス終了時期が確定した時点で報道発表やDM等による適切な周知を実施していく考え。</p>
二重番号	3,933(契約)	3,565(契約)	3,398(契約)	<ul style="list-style-type: none"> ・ビル電話と同様に、ビジネス向けのサービスをご利用のお客様を中心に、機会を捉えて個別に訪問し代替サービス(迷惑電話おことわりサービス、追加番号等)に関するご紹介・ご提案を実施。 ・今後各サービス毎の施設数動向等を鑑みて、サービス終了の影響度が大きいと想定される大口契約ユーザを中心に周知・提案を順次行っていく考え。 <p>また、それ以外のお客様に対しても、PSTNマイグレーションに先立ち順次提供終了見込みのサービスと同様に、今後、サービス終了時期が確定した時点で報道発表やDM等による適切な周知を実施していく考え。</p>

サービス	契約数(NTT東西合計)			具体的な移行対策及びその実施状況
	H27.3	H28.3	H28.9	
トリオホン	1,884(契約)	1,761(契約)	1,724(契約)	<ul style="list-style-type: none"> ・大口契約ユーザ(司法機関、自治体)へヒアリングを実施し、主な利用用途は会議等への参加が困難な方との三者通話、及び自治体の窓口における通話との三者通話であり、「電話会議サービス」、「電話会議端末」により代替可能と想定されることから、今後、代替手段への移行に向けて、大口契約ユーザから順次提案中。 ・上記の対応を継続し、代替サービスへの移行を促していく考え。 今後、サービス終了時期が確定した時点で報道発表やDM等による適切な周知を実施していく考え。
なりわけ	275(契約)	256(契約)	241(契約)	<ul style="list-style-type: none"> ・ビル電話と同様に、ビジネス向けのサービスをご利用のお客様を中心に、機会を捉えて個別に訪問し代替サービス(ナンバー・ディスプレイ+なりわけ機能付電話機)に関するご紹介・ご提案を実施。 ・今後各サービス毎の施設数動向等を鑑みて、サービス終了の影響度が大きいと想定される大口契約ユーザを中心に周知・提案を順次行っていく考え。 また、それ以外のお客様に対しても、PSTNマイグレーションに先立ち順次提供終了見込みのサービスと同様に、今後、サービス終了時期が確定した時点で報道発表やDM等による適切な周知を実施していく考え。
114(お話し中調べ)	371万(接続)	400万(接続)	319万(接続)	<ul style="list-style-type: none"> ・事前の申込が不要なサービス(ご利用の都度契約のサービス)であるため、ビル電話等、継続的な契約のあるサービスにおいて実施している契約中ユーザに対する代替手段※の周知等は実施していない。
空いたらお知らせ159	0.4万(接続)	0.4万(接続)	0.2万(接続)	<ul style="list-style-type: none"> ・PSTNマイグレーションに先立ち順次提供終了見込みのサービスと同様に、今後、サービス終了時期が確定した時点で報道発表やDM等による適切な周知を実施していく考え。
ナンバーお知らせ136	399万(接続)	357万(接続)	163万(接続)	<p>※主な代替手段</p> <p>114(お話し中調べ):113 空いたらお知らせ159:PBX等のキャンプオン機能 ナンバーお知らせ136:ナンバー・ディスプレイ</p>

1(4)－①

INSネット(デジタル通信モード)が補完策(メタルIP電話上のデータ通信)に切り替わることにより、他事業者が行うISDNサービスの提供に影響は生じることは想定されるか。想定される場合、

- (1) 影響を受ける他事業者のサービス・影響の内容として、具体的にどのようなものが想定されるか。
- (2) 現在事業者間で検討されている設備移行スケジュールによれば、この影響は、いつから生じ始めると考えられるか。
- (3) こうしたサービスを提供する他事業者に対し、NTTはいつから・どのように調整を行っていく考えか。

回答

- 2024年初頭に補完策に切り替わる時点においては、事業者間でお互いにIP網を経由する接続となるため、現状のISDNデジタル通信モードよりは遅延が発生する等、品質面の影響が生じることも想定されます。
- 他事業者とは2016年10月より順次補完策に関する協議を行っており、当該接続の検討にあたっては、まず接続の実現性について目処を立てることが先決であることから、現時点NTT東西が考えている信号等の接続条件の案をお示しし、各事業者にて当該信号条件での対応可否・接続の要否を検討いただいているところです。今後も引き続き協議を進め、補完策の相互接続の方法等を具体化していく中で、その接続方法でのサービス影響等についても明らかにしていく考えです。

1(4)－②

第28回委員会におけるNTT提出資料(資料28－2)12・13頁によれば、2024年初頭より前のタイミングで、他事業者発「固定電話」着のIP接続が順次開始することが可能とされている。IP接続の状況によっては、INSネット(デジタル通信モード)の利用者と他事業者が提供するISDNサービスの利用者との間で行うデジタル通信について、2024年初頭より前の段階で、通信品質に影響が生じ始めることが想定されるが、

- (1) 現在事業者間で検討されている設備移行スケジュールによれば、この影響は、いつから生じ始めると考えられるか。
- (2) こうしたサービスの利用者に向けた対応に関し、NTTは他事業者といつから・どのように連携・調整を行っていく考えか。

回答

- 他事業者が提供しているISDN回線(直収回線)発NTT東西の「固定電話」着をIP-POI経由に切り替えることが可能となる2023年初頭以降、事業者間でお互いにIP網を経由する接続となるため、現状のISDNデジタル通信モードよりは遅延が発生する等、品質面の影響が生じることも想定されますが、今後、他事業者のISDNデジタル通信モードの相互接続について、IP-IP接続への移行の有無・接続方法等を伺いながら、事業者間でしっかり協議して調整していく考えです。

1(4)－③

現在設置されている災害時用公衆電話(特設公衆電話)についても、IP網への移行に伴い、その他の公衆電話と同様にメタルIP電話になるのか。

回答

- ご指摘のとおり、災害時用公衆電話(特設公衆電話)についてはIP網への移行に伴い、メタルIP電話により提供する考えです。

1(4)－④

資料30-2 45頁(1.(6)－③)において、NTTは、公衆電話についてメタル回線での提供を原則としつつ、「例えば自治体等からの要請による無電柱化(ケーブルの地中化)等といったケースにおいては、メタルケーブルの再敷設にかかる投資を減らす観点から、アクセス回線に光や無線を使っていくことも必要であり、こうした事例において公衆電話をどのように提供していくかについては今後議論が必要と考えております」と回答している。

(1)このような例外的なエリアでも、従来の公衆電話をそのまま利用可能なのか。

(2)利用に制限があるとするならば、そのような例外的なエリアに第一種公衆電話が一定台数必要な場合には、それに代わるIP対応公衆電話を開発する必要があるのか。あるいは開発コスト等との見合いから、電気通信事業法施行規則第14条第2号の規定を見直し、第一種公衆電話の設置規準の緩和等を要望される可能性があるのか。

回答

- アクセス回線に光や無線を用いる場合、現在の公衆電話機をそのまま利用することはできません。
- 無電柱化エリアにおいては、無電柱化のルートは限られており周辺に電柱に添架したメタルケーブルがあると想定されるため、ルート上の公衆電話は可能な限り移設にて対応していく考えです。したがって、当面、公衆電話が提供できなくなるケースは非常に限定的であると考えており、第一種公衆電話の設置基準の範囲内でサービスを継続することは可能と考えていますが、公衆電話の在り方については、将来のユニバーサルサービスの在り方に関する議論の中で、技術革新や市場環境の変化を踏まえつつ、国民的なコンセンサスを得ながら検討を進めていく必要があると考えます。

1. (5)－①

「2024年初頭に一齐に契約を移行」という契約移行時期・方法は、利用者保護の観点から問題はないか。仮に2024年初頭としている契約切替時期が前後した場合、利用者にとってどのようなメリットやデメリットを及ぼすと想定しているか。(検討の視点)

回答

- 契約の切替時期については、仮に2024年初頭より前倒しする場合には、設備構築やひかり電話発通話の切替といった工程が間に合わず、「固定電話」発通話のIP網への切替に支障をきたすおそれがある一方、2024年初頭より後倒しする場合には、「固定電話」発通話のIP網への設備切替が、2025年初頭の維持限界に間に合わなくなるおそれがあるため、当社としては、2024年初頭に一齐に移行することが必要と考えております。
- なお、仮に、設備切替に合わせて順次サービスの契約切替を行うこととした場合には、エリアごとに音声通信サービスの料金・提供条件が異なることになり、お客様にとってわかりづらく、ご理解を得られにくいことから、当社としては、お客様の混乱を避ける観点から、「固定電話」発のIP網への切り替え開始時点である2024年初頭の時点で、サービスを一齐に移行する考えです。

1. (5)－②

2017年秋頃にサービス終了の案内から2022年頃に契約移行の案内までは期間が空き、周知をトリガーに悪質な勧誘等が行われ始めるおそれもあることから、利用者の周知には工夫が必要と考える。2022年頃に契約移行に関する周知を行うのでは遅いのではないか。周知に関する具体的な対応・スケジュールを整理する必要があるのではないか。

回答

- 2022年頃の契約移行に関する周知については確定した情報をお知らせするものですが、あまりに早い時期に周知を行うと忘れてしまうといったご意見もあるため、当社としては、これまでの経験※も踏まえ、切替時期の2年程度前である2022年頃に周知を行うこととして、提案したものです。
- 2017年秋頃のサービス終了の周知については、お客様が時間的余裕を持って代替サービスへの移行等について検討していただけるよう、できる限り早くお客様にサービス終了時期等をお知らせする必要があると考えており、今回お示した移行工程・スケジュール等について、より具体的に検討を進めた上で、改めて確定したものをお知らせする考えです。
- 2017年秋頃から2022年の間においても、悪質な勧誘に対する注意喚起等を行う観点から、複数回お客様へのお知らせを行う考えです。
- いずれにしても、今後、お客様や消費者団体の方々のご意見等を踏まえ、具体的に検討していく考えです。

※これまでに当社が提供終了したサービスの終了公表から終了までの期間(例)

Lモード	1年
Bフレッツファミリータイプ(10M)	1年1ヶ月(東)、1年2ヶ月(西)
ネーム・ディスプレイ	1年6ヶ月
キャッチホンⅡ	2年1ヶ月
ひかり電話ビジネスタイプ	2年

1. (5)－③

早く周知することは大事だが、本当にサービスを終了するかどうか検討の余地がまだある場合など、「2017年秋頃」という公表時期は早すぎるという考えもある。サービス終了時期の公表時期についてどう考えているのか。

回答

- IP網の移行に合わせて終了予定のサービスは、お客様のご利用の減少が見込まれ、IP網において技術的・経済的に提供が困難であるサービスであり、当社としては、終了に向け代替サービスをご案内する等、丁寧なお客様対応を実施していきたいと考えております。
- 特に、代替サービスへの移行にあたってお客様端末の更改が必要なサービスについては、お客様の端末の更改時期に合わせて移行していただく必要があるため、お客様に極力ご迷惑をおかけしないようにするためには、できるだけ早くサービス終了時期をご案内することが望ましいと考えており、本委員会での議論や関係団体からのご意見等も踏まえ、できるだけ速やかにサービス終了時期を公表したいと考えております。

1. (5)－④

「2024年初頭」にメタルIP電話に「一斉契約切替」としていることについて、実際は地域別に設備の切替が行われるためメタル電話の設備とメタルIP電話の設備が2024年初頭から2025年初頭までの間併存することとなるが、設備が全てメタルIP電話の設備に切り替わる2025年初頭にサービス切替を行う方法と比べ、上記の対応は妥当か。

回答

- 「固定電話」発のIP網への設備切替が2024年初頭に開始されるにもかかわらず、2025年初頭に一斉にサービス切替を行うとした場合には、
 - 設備切替の一年間のためにIP網に距離区分のような移行後に使わない開発が必要となる
 - 2024年初頭から、ISDNデジタル通信モードにおいて品質変更の影響を受けるお客様が出始める
 - 2024年初頭から、IP網への移行に合わせて提供終了するサービスを利用できなくなるお客様が出始める
 - 設備切替に手戻りがあると移行が間に合わずサービス切替日に変更になる可能性があり、お客様の混乱を招くことになることから、交換機等の維持限界を迎える2025年初頭ではなく、設備切替開始である2024年初頭でサービスを一斉に切り替えることが適切であると考えます。

1(5)－①

資料30－2 40頁(1.(5)－②)等に関して、2017年秋頃からサービス終了の周知を開始し、2022年年頭から契約移行に関する周知を開始する場合、2017年秋頃から2022年初頭までの間は、サービス終了に係る情報は周知される中、契約移行に関する情報が利用者に示されないことになる。こうした状況に便乗した悪徳勧誘販売による消費者被害が発生する可能性も考えられるところ、2024年初頭に向けて、具体的にどのようなIP網への移行に便乗した消費者被害の発生防止策を図っていく予定なのか。

回答

- 2017年秋頃から2022年初頭までの間も、IP網への移行に便乗した消費者被害の発生防止に向けて、移行時に宅内工事や端末取替が不要なこと等をお知らせするとともに、例えば、NTT東西とは関係ないにもかかわらずNTT東西と称したり、「このあたり一帯で今までの電話機が使えなくなる」等の事実を反した説明をするなどして、必要のない端末の購入・設置等の強引な契約をお客様に迫る悪質販売勧誘に注意いただくよう、お客様に分かりやすくお伝えしていく考えです。
- また、今年1月より順次、国民生活センター・消費生活センターに対する、PSTNマイグレーションの背景や当社の考え方についての説明を開始したところですが、今後も引き続き、悪質販売勧誘等が発生した場合にその発生状況や手口等を教えていただいたり、お客様に分かりやすくお伝えできるようご意見やアドバイス等をいただくなどの連携を図っていきたいと考えています。

サービス移行に向けたお客様対応について

- 加入電話・INSネットユーザに対して、契約移行の2年程度前（2022年頃）に、メタルIP電話への契約移行に係る手続・提供条件等についてお知らせを複数回実施。
- 終了サービスのスケジュール確定・公表（2017年秋頃）以降、全てのお客様を対象に終了時期・代替案等についてお知らせを複数回実施。
- 今後も引き続き、IP網への移行に便乗した消費者被害の発生防止に向けて、お客様に特に注意していただきたい点等について、お客様に分かりやすくお伝えしていく考え。

	2017年 4月 秋頃 メタルIP電話の 料金・提供条件 (予定)の公表 サービス終了時期 の確定・公表	2022年頃 メタルIP電話の 料金等の確定、 契約移行案内の開始	2024年 2025年 初頭 初頭 メタルIP電話への契約移行 終了サービスの提供終了
継続 サービスの 対応	IP網移行に関する理解の醸成 IP網への移行に便乗した消費者被害の発生防止		メタルIP電話への契約移行に関するお知らせ
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者被害防止のための注意喚起(請求書同封) ・ 国民生活センター等との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・ IP網移行に関するお知らせ、消費者被害防止のための注意喚起 <ul style="list-style-type: none"> - メタルIP電話の料金(予定)や、移行時に宅内工事や端末取替が不要なこと等をお知らせ(DM・請求書同封等[2~3回]) - 問合せコールセンター・ポータルサイトの設置(利用形態や端末に応じた情報提供) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ メタルIP電話への契約移行(移行手続、料金・提供条件)等に係るお知らせの徹底 <ul style="list-style-type: none"> - 移行前の書面によるお知らせ(7頁)の徹底(DM等[2~3回]) - マイライン事業者協議会によるお知らせ(8頁)(DM等[2~3回]) - マスメディアの活用
終了 サービスの 対応	終了影響の把握 / サービス終了の理解醸成 / 終了サービスのお知らせ、代替案への移行促進		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用実態ヒアリング等による代替案の明確化 ・ 補完策の検証実施 ・ 業界団体等と連携したセミナー実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全てのお客様へのお知らせ(終了時期・代替案の提案)、消費者被害防止のための注意喚起 <ul style="list-style-type: none"> - 全ユーザ 利用中のサービスが提供終了することや、終了時期・代替案等をお知らせ(DM・請求書同封等[2~3回]) - 法人ユーザ 問合せコールセンター・ポータルサイトの設置(利用形態や端末に応じた情報提供) - 法人ユーザ 当社担当者からの終了サービス説明、利用用途に応じた代替案の提案 	

中継/信号交換機/OPS 維持限界

1(5)－②

資料30-2 40頁(1.(5)－②)において、「これまでの経験も踏まえ、切替時期の2年程度前である2022年頃に周知を行うこととして、提案したもの」との考えが示されているが、加入電話・INSネットのメタルIP電話へ移行する利用者数の規模は、回答において例示された提供終了されたサービスと比較して相当程度大きなものになることが想定される。2022年頃に周知を行うとの考えは、メタルIP電話へ移行する利用者数の規模が相当程度大きなものになりうることも踏まえた上で、円滑なサービス移行に向けて十分な周知期間を確保できるものとして、提案されているものか。

回答

- IP網への移行に合わせて終了予定のサービスについては、代替サービスへの移行にあたってお客様端末の更改が必要となるケースが考えられ、その場合にはお客様の端末の更改時期に合わせて移行していただく必要があることから、できるだけ早くサービス終了時期をご案内することが望ましいと考え、サービス終了時期の確定後(2017年秋頃以降)速やかに、サービスを利用している全てのお客様を対象に終了時期や代替案等についてお知らせしていく考えです。
- 一方、固定電話については、IP網への移行後もメタルIP電話として提供を継続する考えであり、
 - メタルIP電話への移行後においてもお客様宅での工事は不要で電話機等の端末はそのままご利用可能であること
 - 基本料金は変わらず通話料は全国一律3分8.5円となり基本的に多くのお客様には現状より低廉な料金でご利用いただけるようになること

を踏まえれば、IP網への移行時点で固定電話をご利用されているお客様の大多数は引き続きメタルIP電話をご利用されるものと考えられます。したがって当社としては、これまでの経験[※]や、あまりに早い時期に周知を行うと忘れてしまうといったご意見も踏まえ、切替時期の2年程度前である2022年頃に周知を行うことにより、十分な周知期間を確保できると考え、提案したものです。

※これまでに当社が提供終了したサービスの終了公表から終了までの期間(例)

Lモード	1年
Bフレッツファミリータイプ(10M)	1年1ヶ月(東)、1年2ヶ月(西)
ネーム・ディスプレイ	1年6ヶ月
キャッチホンⅡ	2年1ヶ月
ひかり電話ビジネスタイプ	2年

1. (6)－①

光IP電話の単独提供について、提供範囲の拡大は考えていないのか。

回答

- 現在提供している「加入電話相当の光IP電話(光回線電話)」については、震災復興エリアや新興住宅地等において新たに光ケーブルとメタルケーブルを両方敷設するといった二重投資を避ける観点で限定的に光IP電話の単独提供を実施しているものであり、これを面的に全国展開することについては、現在の光の提供コストを勘案すると加入電話並の料金では採算が取れないと想定されること、さらに、宅内配線工事やONUの設置といった光回線への切替コストや、未提供エリアの光化や提供エリアにおける光ケーブルの追い張り等の莫大な投資コストが追加的に必要となることから、その提供範囲を面的に拡大することは考えておりません。
- なお、例えば自治体等からの要請による無電柱化(ケーブルの地中化)等といったケースにおいては、メタルケーブルの再敷設にかかる投資を減らす観点から「固定電話」のアクセス回線に光や無線を使っていくことも必要であると考えており、こうした事例について今後議論を深めていただきたいと考えております。

1. (6)－②

光コラボでは公平性・透明性が要請されているところ、通話サービス卸においても同様に、公平性・透明性が確保されるような仕組みを設ける必要がある。公平性・透明性を担保するためには、事業者だけではなく、行政も関与すべきと考えるが、この点についてどう考えるか。

回答

- 通話サービス卸については、光コラボの場合と同様に公平性や透明性に配慮していく考えであり、先般、どの利用事業者に対しても同一の料金で提供するという考えをお示したところです。

1. (6)－③

NTT東西は、従来から、公的支援等がない限りこれ以上ルーラルな地域にFTTHを展開する気はないと言っている。また、現在第一種公衆電話はユニバーサルサービスの対象となっているが、今回NTTは、公衆電話に関して、従来のメタル回線によるサービスに留めて、(光回線による)IP接続の公衆電話・ピンク電話を提供する考えはないことを表明した。この論理的帰結として、第一種公衆電話のサービスを維持するためには、ルーラルな地域に限らず、都会においても、メタル回線を維持し続けなければならないことになる。これに対するNTTはどう考えているのか。

回答

- IP網移行後においても、当分の間、引き続きメタル回線で公衆電話を提供していく考えです。ただし、例えば自治体等からの要請による無電柱化(ケーブルの地中化)等といったケースにおいては、メタルケーブルの再敷設にかかる投資を減らす観点から、アクセス回線に光や無線を使っていくことも必要であると考えており、こうした事例において公衆電話をどのように提供していくかについては今後議論が必要と考えております。

1(6)－①

NTTは、自治体等からの要請による無電柱化等のケースを例として、固定電話のアクセス回線に光回線や無線を使っていくことも必要との考えを示している。そのためには制度改正が必要となる場合も生じうると思うが、まずはNTTから具体的な提案が示された上で、次の議論を進めるべきと考える。NTTにおいて今後の計画を早期に示し、次の議論を行っていくべきではないか。

回答

- 「固定電話」の提供に係る新規投資を抑制し、できる限り効率的に「音声通話」を提供していく観点から、今後、無電柱化エリア等においてメタルケーブル等を再敷設することが非効率となる場合は、アクセス回線として光ケーブルや無線等を含めた様々な選択肢から最適な方法を選択できるようにしていただきたいと考えております。
- 検討している具体的な提供方法等については、電話網移行円滑化委員会にて説明する考えです。

2. (1)－①

移行工程を3つ(①②③)に分けている理由及びその設定期間は妥当か。(検討の視点)

回答

- まず、移行工程を①②③に分けている理由としては、
 - 「固定電話」とメタルIP電話が混在する移行期の混乱を避け、切替工程を極力短縮する観点から、「固定電話」発通話のIP網への切替に先行して、ひかり電話発通話のIP網への切替を実施(工程②)することにより、予めSIP間通信を確立し、メタルIP電話へ円滑に切り替えるため、②③の工程に順序性を持たせているところです。
 - さらには、フリーダイヤル等のサービス呼に関する接続は、当社の加入者交換機の機能によって実現している場合があるため、加入者交換機の切替が始まる、「固定電話」発通話のIP網への切替を行う工程③の開始までに、全てIP-IP接続へ移行する必要があります。
 - また、多数の接続事業者が余裕をもってIP-IP接続を円滑に進められるよう、予めPOIビル環境の構築等を行っておく必要があるため、①②の工程に順序性を持たせております。
- 次に①:2～3年、②:3年、③:1年の各期間については、
 - 工程①では、今回、加入者交換機をIP網に接続するための変換装置、番号ポータビリティや事業者間精算等の相互接続機能等の開発・検証や「電話を繋ぐ機能」のPOIビル環境の構築を行うこととなりますが、NGN開始時のSIPサーバやゲートウェイルータの開発・構築実績等を踏まえると、2～3年を要する見込みです。なお、他事業者においても、同様に開発・検証を行う必要があると想定しております。
 - 工程②では、全国で1,000台程度の加入者交換機からIP網に接続する変換装置の構築、接続伝送路の設置(結線)、加入者交換機ごとの事前設定が必要となるため、2年程度の期間が必要と想定しています。その事前設定等の後でなければ、他事業者から当社「固定電話」への着信切り替えが開始できず、その後、IP-IP接続の準備状況が異なる20数社の事業者が円滑かつ確実に切り替えを完了するためには、工程②の残り1年と工程③の1年、計2年を確保する必要があると考えています。また、他事業者間の接続についても、準備状況が異なる20数社の事業者が自社以外の事業者との接続を一つ一つ着実に実施していくためには、各社がIP-IP接続への切替時期の選択の幅を持てるように十分な期間を確保する必要があることから、3年程度を要する見込みです。
 - 工程③では、一部のエリアで先行的に「固定電話」発通話のIP網への切替を行い、トラブル等が無いことを一定期間確認後、他のエリアでの切替を進める考えです。その切替は、全国で1,000台程度の加入者交換機のユニットごとにIP網への切替を実施するとともに、ユニット・接続事業者毎に接続試験を行う必要があります。また、万が一、不具合や不測の事態等が発生した場合の工事手戻り等のリスクを考慮しなければならず、以上を踏まえると、1年を要する見込みです。

2. (1)－②

「中継交換機・信号交換機等の維持限界」を「2025年初頭」に迎えるとしているが、「維持限界」とは具体的に何を指しているのか。(検討の視点)

回答

- 現在利用している中継・信号交換機は、古い交換機では2000年度から使い続けており、故障時は保守物品を使って対応(取替保守)している状況です。今後は既存装置の集約や撤去により捻出された物品を使って保守(故障時の交換)を継続していくこととなりますが、加入者交換機に比べもともと台数の少ない中継・信号交換機・相互接続交換機については、現在の故障率を考慮すると、2025年初頭には経年劣化で増えていく故障に対応するための保守物品が枯渇する見込みです。
- また、交換機の制御や監視などを行うための各種オペレーションシステムについても、延命対処を図っても、2025年以降は保守ができなくなるとベンダーから告げられている状況です。
- 以上のことから、通信事業者として責任をもってサービスを維持できる限界が2025年初頭と申し上げたところであり、それまでにIP網への切替を完了させる必要があると考えます。

2. (1)－③

「2025年初頭」との時期及び理由付けは妥当か(物理的な制約で中継交換機等の維持が困難となる時期と、サービス提供のために設備移行を完了しなければならない時期との関係は妥当か)。(検討の視点)

回答

- 2. (1)－②のとおり、当社としては、通信事業者として責任をもってサービスを維持できる限界が2025年初頭に迎えると考えています。
- 2025年初頭までにIP網への設備切替を確実に完了させるためには、諸準備をそれまでに済ませた上で、切替工程として、全国で1,000台程度の加入者交換機のユニットごとにIP網への切替を実施するとともに、ユニット・接続事業者毎に接続試験を行う必要があり、また、万が一、不具合や不測の事態等が発生した場合の工事手戻り等のリスクを考慮しなければならないことを踏まえると、切替開始から1年程度必要と考えており、2024年初頭には「固定電話」発通話のIP網への設備切替を開始する考えです。

2.(1)－④

今後設備移行に関する事業者間協議が進むこととなるが、協議や準備状況により、今回示されたサービス切替時期(2024年初頭)といった利用者に影響するスケジュールに変更を及ぼす事態が生じることは避けるべきではないか。設備移行の工程のうち、サービス移行の時期に影響を及ぼす可能性があるかと現時点で想定しているものはあるか。(検討の視点)

回答

- ご指摘のとおり、利用者に影響を及ぼさないよう、2024年初頭のサービス一斉切替というスケジュールを確実に実施すべく、事業者間の協議を進めていく必要があると考えます。
- 2.(1)－①の回答のとおり、2024年初頭から「固定電話」発通話のIP網への切替を開始するためには、それまでに全事業者がIP-IP接続の環境を整えておく必要があります。予め2021年初頭から2024年初頭の間で確実に事業者間のIP相互接続が完了される必要があると考えております。この全ての工程が連動しているため、工程①②③の全てが重要であり、いずれの工程に要する期間に変更が生じた場合であっても、サービス移行の時期に影響を及ぼすことになるものと考えております。

2. (1)－⑤

設備移行の方法・スケジュールについて、「標準化」という記載があるが、事業者間で意思統一をするという意味か。あるいは全国で統一的な基準を作るという意味か。

回答

- 「標準化」については、例えば、発信者番号偽装対策や1XYの事業者間流通等、事業者意識合わせの場において事業者共通で必要と結論付けられた方式について、必要に応じてTTCによる標準化を実施しているところです。今後、精算に関わる信号(契約者番号、付加ユーザ種別等)やENUMによる番号解決方法等についても、事業者意識合わせの場において事業者共通で標準化が必要と結論付けられた場合には、TTCによる標準化を要望する必要があると考えています。

2. (1)－⑥

メタルIP電話上のデータ通信サービスの提供は2024年初頭とあるが、補完策の契約の申し込みの案内や補完策利用のテスト等は、どのような時期に行うのか(移行工程・スケジュールの線表に追記すべきではないか)。

回答

- メタルIP電話上のデータ通信サービス(補完策)については、現在のISDNデジタル通信モードと同様、ISDNからメタルIP電話へ契約移行されたお客様から、個別の申し込みをいただくことなく、利用可能とする予定です。その旨は、2022年頃に予定しているメタルIP電話の契約移行の案内においても、お知らせする予定です。
- なお、補完策利用の検証環境については、引き続き提供していく考えです。

2. (1)－⑦

今回「2021年初頭」「2024年初頭」「2025年初頭」というスケジュールが示されたが、「初頭」とは具体的に何月を想定しているか。

回答

- 1月頃を想定しています。

2. (1)－⑧

工程③を1年以内に完了させる案となっているが、NTT東日本・西日本それぞれ具体的にどのようなスケジュールでどの程度の地域単位(例:県単位、MA単位、複数の収容局単位など)毎に設備切替を行うことを想定しているのか。

回答

- 「固定電話」発通話のIP網への切替については、現時点、交換機単位で実施する考えであり、地域的に見れば、複数の収容局単位での切替となることを想定していますが、詳細については、今後、安全面や稼働面への影響を踏まえた円滑な切替方法・単位等を検討していく考えです。

2(1)－①

中継交換機・信号交換機等の維持限界を2025年初頭に迎えるとあるが、ベンダーとの契約上において、2025年まで保守することとされているのか。

回答

- ベンダーからは、信号交換機については既に2016年度に、また中継交換機については2019年度に保守ができなくなる予定と告げられており、今後は既存装置の集約や撤去により捻出された物品を使い、当社において保守(故障時の交換)を継続していくこととなりますが、加入者交換機に比べもともと台数の少ない中継・信号交換機・相互接続交換機については、現在の故障率を考慮すると、2025年初頭には経年劣化で増えていく故障に対応するための保守物品が枯渇する見込みです。

2(1)－②

資料30-2 49頁(2.(1)－④)に関して、設備移行に係る工程①②③の全てが連動し、いずれの工程に要する期間に変更が生じた場合であっても、サービス移行の時期に影響を及ぼすこととなるとの考え方が示されている。そのような考え方に基づけば、サービスの利用者に支障が生じる事態を防ぐため、事業者間で十分に連携・調整を図りつつ、設備移行に係る工程の進捗状況の管理・把握を行っていくことが重要となると考えるが、どのように行っていく考えか。

回答

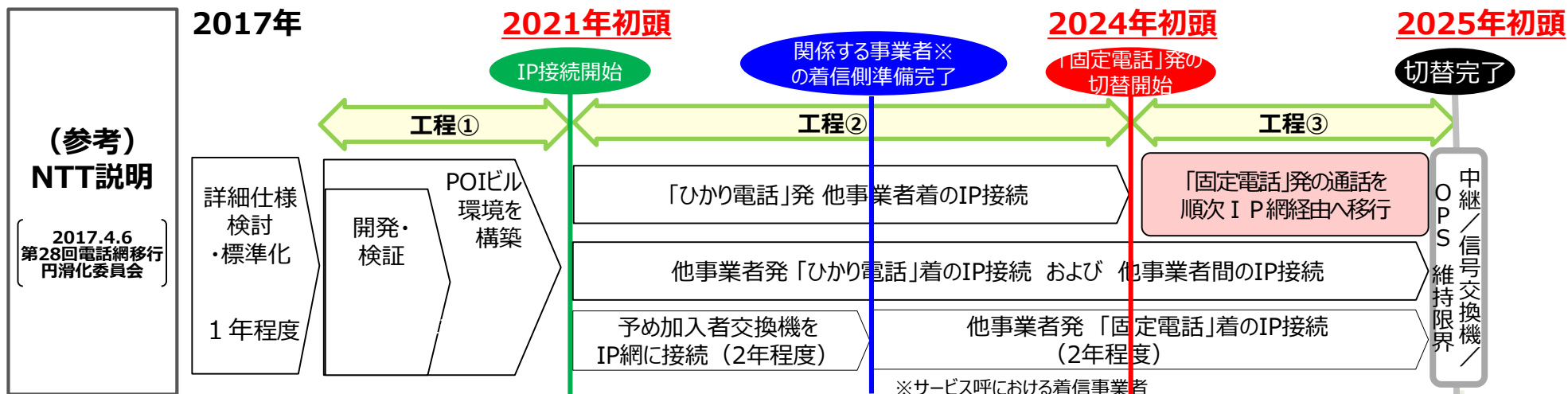
- 移行に関するスケジュール調整については、事業者間意識合わせの場において当社の考えを提示し、各事業者に考えを聞き、必要に応じて手法や期間の見直しを行ってきております。
- 今後も、事業者間意識合わせの場等を活用して、各社の調整状況等を定期的に把握し、万が一スケジュールが変更する場合には関係事業者間での調整を図るとともに、各社において利用者に対して周知等を行っていく考えです。

2(1)－③

現在事業者間で検討されている「設備移行」に関する工程・スケジュール等について、4月6日委員会で報告された内容から、その後の事業者間協議により検討が進められた主な内容や方向性(4月6日委員会の資料28-3からのアップデート情報)について教えていただきたい。

回答

- 第28回電話網移行円滑化委員会(4月6日)の資料28-3 P6において、[当面の主な検討課題]としていた内容のうち、
 - ・NTT東西の課題であった、『「固定電話」の着信完了時期の前倒し』については、2023年初頭までに準備を終えること
 - ・他事業者の課題であった、『NTT東西の検討を受け、サービス呼にかかる事業者間の切替について、工程②の期間内に対応可能かを検討』については、上記のNTT東西の検討結果を受け、全体として効率的な切り替えが実現されるよう、サービス呼をIP-POI経由に切り替える手順に順序性を持たせる必要があることから、
 - ①サービス提供事業者－着信事業者間をIP-POI経由に切り替える工程については、2023年半ばまでに実施すること
 - ②発信事業者(「固定電話」を除く)－サービス提供事業者間をIP-POI経由に切り替える工程については、①完了後に2024年初頭までに実施することで合意しました。
- また、本合意によりサービス提供事業者の課題としていた、『切替期間中にIP接続とSTM接続が混在することへの対策(「IP-STM変換機能」の具備)に、どの程度のインパクトがあるかを検討』については、必要に応じて検討することとしております。上記の合意内容を図示すると別紙のとおりです。



今後の検討の見通しについて

- ・当初案に対する事業者意見への対処策（案）については、技術的な面での実現可否の確認を含め、より詳細に検討していく必要がある。今後、事業者間意識合わせの場において、具体的な検討を進めていく。

[当面の主な検討課題]

(NTT東西)

- ・サービス呼をIP-POI経由に切り替える手順に順序性を持たせることで、全体として効率的な切り替えが実現されるよう、（先行切替が必要となる）サービス呼の着信事業者となる「固定電話」も準備完了時期の前倒しに努めるが、準備の前倒しが可能かどうか、前倒しによるサービス及び相互接続機能等への影響精査を踏まえ、どの程度前倒しできるかを検討

(他事業者)

- ・NTT東西の検討を受け、サービス呼にかかる事業者間の切替について、工程②の期間内に対応可能かを検討
- ・全事業者相互間の切替スケジュール等の検討
 - ＜サービス提供事業者限り＞
 - ・上記と並行して、サービス呼のIP-POI経由での切替に順序性を持たせることができなかつた場合に備え、切替期間中にIP接続とSTM接続が混在することへの対策（「IP-STM変換機能」の具備）に、どの程度のインパクトがあるかを検討

- ・各事業者から寄せられている課題について、事業者間意識合わせの場において順次検討を進めるとともに、事業者間の具体的な切替スケジュールについて検討・調整を進めていく

2. (2) - ①

事業者間のIP接続は、全事業者をメッシュ的に接続するものか。ある事業者に繋がればすべての事業者と接続できるということは難しいのか。

回答

- 事業者間のIP-IP接続については、これまでの事業者間意識あわせの場において、3者間以上の接続とした場合、事業者間精算等が複雑化し追加開発が各社に必要なといった課題があるため、基本的に全事業者が2者間で直接接続し、東京・大阪の2ヶ所の「繋ぐ機能POIビル」において、局内ケーブル等を用いてメッシュ状に接続することで合意しております。

2. (2) - ②

移行方法について、準備ができた事業者から順に接続を開始するよりも、先行したモデルケースを作り、それから順次接続する方がよいのではないか。

回答

- 事業者間の調整等を含めて検証環境等で確認するプロセスを経たうえで、商用呼を通す段階になれば、ご指摘のとおり、事業者毎にモデルケースを作成して、順次広げていくという方向になると想定しており、具体的には今後事業者間で検討を進めていく考えです。

2. (2)－③

移行に伴う不測のリスクを可能な限り低減させる観点から、工程③に先立ちいずれかの地域で試行的に先行切替を行う可能性は想定されているか。

回答

- 工程③において、まずは一部のエリアで「固定電話」発通話のIP網への切替を行い、トラブル等が無いことを一定期間確認後、他のエリアでの切替を進める考えです。

2. (2)－④

工程③のメタルIP電話への切替を円滑に進める観点からは、工程②で行われる光IP電話などのIP－IP接続で得られた知見や課題を工程③の実施において活かせる(工程②が工程③のトライアル的な要素ともなっている)と考えて良いか。

回答

- 当社としては、ひかり電話発他事業者着呼を「固定電話」発呼より前に切り替え、IP－IP接続ルートを予め確立することで、「固定電話」発呼を交換機単位で全事業者向けに一括切替することが円滑にできるようになると考えています。このように工程②で行われるひかり電話の対応が、工程③のメタルIP電話の円滑な切替に結びつくこととなります。

2. (3)－①

L2スイッチの取扱いについて整理されていないと、工程①を始められないのではないかと懸念している。L2スイッチに係る事業者間の協議はどのような状況か。

回答

- 繋ぐ機能POIビル内の設備の形態については、事業者間意識合わせの場にて、①「パッチパネル」を介した直接接続、②「共用L2スイッチ」を介した接続、のいずれかの接続構成を採用するかについて、直接接続する2者間ごとに当該2者間で決定することで、事業者間で合意しています。
- ②の共用L2スイッチを設置する場合には、冗長化構成とすること等では概ね意識が合っていますが、設置等の責任主体、提供・利用条件について、事業者間で協議をしているところです。

2. (3)－②

工程③の開始時期に一齐に契約を移行することによって、2024年から2025年までの1年間、サービス契約上に規定された内容と設備上で提供可能なサービスとの間にずれが生じることとなる。移行期間が1年で終了しない場合も同様。そのようなずれについて、例えば法律上の懸念やそれに対する対策等は考えているのか。

回答

- 2024年初頭にメタルIP電話としての契約に一齐に移行しますが、IP網への設備的な切替は順次行っていくこととなるため、その間は、設備構成がPSTNの状態でもタルIP電話としてサービスをご利用するお客様がいることになります。
- 設備構成の差異にかかわらず、メタルIP電話として、全国一律料金等の統一した条件で提供していくことについては、契約約款に規定すること等により対応していく考えです。
- また、設備構成の差異によって不可避免的に生じる品質等の差分については、契約約款の附則において経過措置としてその旨を規定していく考えです。
- いずれにしても、今後、契約法に係る専門家や総務省等とも相談していく考えです。

2. (3)－③

全ての機器構成において事前の動作確認等が困難である以上、切替え時において、端末機器の問題等により通信ができない等のトラブルが発生することが想定される。2024年初頭から2025年初頭の1年間という期間の中で、順次IP網への移行を行いつつ、個別トラブルの対応を行うには、相応の体制・準備を要するところ、NTTとして、具体的にどのような体制で臨む考えか。

回答

- ご指摘のとおり、2024年初頭から2025年初頭においては、IP網への切替に向けた対応、切替時に問題が発生した場合の対応、切替に関する問い合わせへの対応、IP移行後のお客様のフォロー等が必要になってくると考えています。これらについて、一元的にお客様対応を実施するコールセンターを設置する等、当社が責任を持って対応できる体制を整えていく考えです。

2(3)－①

メタル収容装置は、当分の間、開発や製造が行われるのか。

回答

- メタル収容装置(現:加入者交換機)の最終購買可能時期については既に終了しており、既に開発や製造は行われておりません。また、ベンダーからは2019年度に保守ができなくなる予定と告げられていることから、今後は既存装置の集約や撤去により捻出された物品を使い、当社において保守(故障時の交換)を継続していくこととなります。

2(3)－②

世界的に見れば、まだメタルの加入者線を收容する装置を製造しているベンダーはまだ多数あり、また、信号交換機についても、国際事業者間の国際接続ではSS7(PSTN上で加入電話等の制御信号を交換するプロトコル。ITUにて国際標準化。)に対応したものが使われ続けると思われる。NTTは、メタル回線を收容する装置を維持する考えであれば、こうした点も踏まえて、今後のネットワーク構成をどうしていくか検討すべきでないか。

回答

- 現在、NTT東西のPSTNで使用している交換機のうち、信号交換機については2000年度から2002年度にかけて新型機種に更改し、中継交換機については2000年度以降、加入者交換機については1996年度以降、2015年度まで時間をかけて新型機種に更改してきましたが、2016年度以降はいずれの交換機も購入できなくなっております。
- 海外の主要メーカーについても、現在、交換機の新規販売は行っていないと聞いていますが、メタルの加入者線を收容する装置としては、MSAN(Multi-Service Access Node)と呼ばれる、メタル線をIP網に收容する装置は各メーカーで製造・販売されております。当社においても、IP網への移行にあたり、MSAN等の新規導入も含めて検討をしておりましたが、加入者交換機は2025年以降も当分の間維持可能であることが見えてきたため、これを「メタル收容装置」として活用することが、お客様に負担をかけずにコストミニマムに「固定電話」を提供する方法であると判断したものです。
- また、国際事業者間では、2000年頃よりIP-POIを経由したIP接続を開始しているところです。現在、STM-POIからIP-POIへの移行過程であることから、国際事業者は両者を提供していますが、今後は更にIP接続への移行が進んでいくと想定されること*から、SS7交換機も加入者交換機と同様、新規販売停止及び老朽化が進むことになると想定されます。NTTとしても、このようなグローバルな潮流に従い、IP接続を引き続き進めていく考えです。

*TeleGeography社の72ヶ国を対象とした調査(<https://www.telegeography.com/research-services/telegeography-report-database/>)によると、2016年時点で半分弱の国際電話トラフィックがIP接続(VoIP Traffic)になっている模様

- いずれにしても、メタル收容装置の維持限界後のネットワーク構成をどうしていくかについては、その時点の需要や技術動向を踏まえ、適切に対応していく考えです。

IP網移行後のマイラインの扱いに関する検討状況

(第33回委員会 マイライン事業者協議会事務局提出資料)

- NTTから、IP網移行に伴いマイラインを廃止する考えが示されており、マイラインを廃止した場合の課題について、マイライン事業者等の関係者の意見も踏まえつつ、検討を進めているところです。
- 本日は、4/28の第30回電話網移行円滑化委員会でご回答した内容から、それ以降の検討状況の進展等を中心に、以下4点についてご説明いたします。

1. マイラインの登録状況

4/28 質問1.(2)-①,③,④,⑥

- 4区分同一または国内3区分同一（国際は未登録）事業者※1を選択しているユーザの比率 88%程度
- 上記に加え、デフォルト※2以外は同一事業者を選択しているユーザの比率 96%程度

※1 市内及び県内市外はNTT東西、県間はNTTコミュニケーションズを登録しているユーザ（デフォルトを含む）を含む

※2 マイライン制度において、利用者が能動的にマイライン事業者を選択しない場合は、市内・県内市外はNTT東西、県間はNTTコミュニケーションズを自動的に指定

2. マイライン廃止に係る約款上の扱い

4/28 質問1.(2)-⑤

- マイライン廃止に伴い、通話サービス契約を円滑に引き継ぐ措置を契約約款に規定

3. マイライン事業者間での協議状況・NTT東西コスト試算

4/28 質問1.(2)-②,⑦,⑧,⑨
6/2 質問1.(2)-①

- マイラインを廃止した際のユーザ対応コスト等について、NTT東西試算に基づき事業者間で認識合わせを実施中
 - マイラインを廃止して通話サービス卸へ移行する場合 20億円 or 45億円（5年間）
 - マイラインを継続する場合（メタル収容装置を活用） 90億円 or 95億円（同上）
 - マイラインを継続する場合（IP網上で新たに機能具備） 125億円 or 130億円（同上）

4. マイライン代替の「メタルIP電話の通話サービス卸」の料金・考え方【NTT東西が提案中】

4/28 質問1.(3)-①,②

- マイライン廃止後の代替となる「メタルIP電話の通話サービス卸」の料金・提供条件については、公平性の観点から全事業者へ同一料金とし、全国一律3分8.5円の小売通話料金に一定の割引率を乗じた額とする考え

■ 第28回電話網移行円滑化委員会（4月6日）を受け、マイライン事業者協議会に総務省より提示依頼があったマイラインの登録状況については以下のとおり

【単位：回線】

区分	市内			県内市外			県間			国際		
		事務用	住宅用		事務用	住宅用		事務用	住宅用		事務用	住宅用
NTTコミュニケーションズ	5,588,331			5,766,580			13,655,167			12,504,903		
KDDI	1,108,625			1,325,357			1,471,079			1,581,691		
ソフトバンク	590,872			750,457			810,460			840,270		
楽天コミュニケーションズ	264,826			308,227			353,744			311,237		
アルテリア・ネットワークス	9,407			8,769			8,917			8,225		
QTNet	90,816			89,695			87,077			0		
NTTぷらら	0			177			1,548			1,526		
NTT東日本	4,965,315			4,681,455			0			0		
NTT西日本	5,027,029			4,755,912			0			0		
登録あり計	17,645,221	5,192,634	12,452,587	17,686,629	5,198,895	12,487,734	16,387,992	5,054,861	11,333,131	15,247,852	4,841,227	10,406,625
国内デフォルト/国際登録なし	3,303,917	982,447	2,321,470	3,262,509	976,186	2,286,323	4,561,146	1,120,220	3,440,926	5,701,286	1,333,854	4,367,432
総数	20,949,138	6,175,081	14,774,057	20,949,138	6,175,081	14,774,057	20,949,138	6,175,081	14,774,057	20,949,138	6,175,081	14,774,057

※NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズの登録数にはデフォルト登録（マイライン未登録）数を含む

※各社の集計には各区分での登録数を集計

マイライン終了に伴うお客様対応について（提案）

- メタルIP電話への契約移行に伴ってマイラインは提供終了する考えであり、お客様には通話サービス卸を利用して提供される他事業者の通話サービス、またはNTT東西の通話サービスを選択していただく必要がある。（マイライン通話区分がなくなることから、選択は1社のみとなる）
- そのため、マイライン事業者協議会*から、加入電話・INSネット利用中のお客様のマイライン登録状況について全てのお客様にお知らせの上、メタルIP電話として利用したい通話サービスを選択し、その提供事業者にお申し込みいただくことをご案内することとしてはどうか。
- その際、お客様から特段のお申し出がない場合については、マイライン登録状況に応じた事業者の通話サービスへ移行することとしてはどうか。

* 国内で電話サービスを提供している関係事業者により、優先接続（マイラインプラス・マイライン）の円滑な導入等のために設置された協議会

マイライン事業者協議会によるお知らせ

【お知らせする内容】

- 加入電話・INSネット利用中のお客様のマイライン登録状況とメタルIP電話としてご利用可能な通話サービス提供事業者の通話サービスについてお知らせ
- 2024年初頭のマイラインの提供終了に伴い、お客様に移行先の通話サービスを選択していただくことを案内（当該通話サービスを提供する事業者を1社選択して連絡していただく）

お客様から
お申し出
あり

お客様のお申し出どおり、他事業者またはNTT東西の通話サービスへ移行

お客様から
特段の
お申し出
なし

マイライン登録状況に応じた事業者の通話サービスへ移行

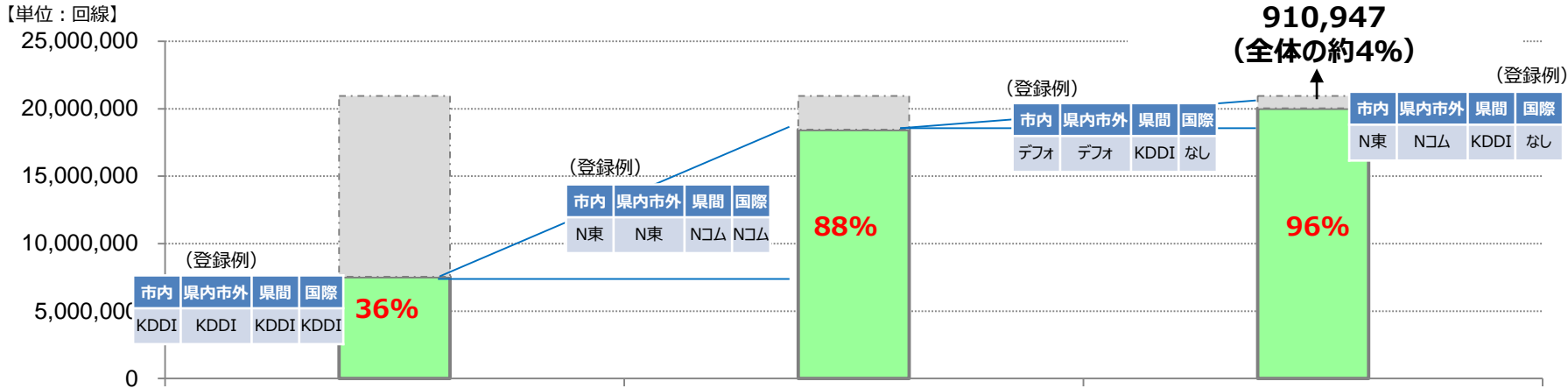
(例1) ・マイライン4区分（市内／県内市外／県間／国際）に同一事業者を選択している場合
マイライン3区分（市内／県内市外／県間）に同一事業者を選択し、国際区分が未登録の場合
⇒ 当該事業者の通話サービスに移行

(例2) ・マイライン通話区分に複数事業者を選択している場合
⇒ NTT東西の通話サービスに移行

- 固定電話回線数（加入電話及びISDNの回線数）に占める、マイラインの区別登録が「4区分同一」または「国内3区分同一（国際は未登録）」事業者登録回線数の割合は、36%（下表A）。
- 上記に加え、市内及び県内市外はNTT東西、県間はNTTコミュニケーションズを登録しているユーザ（デフォルト含む）を含めると、88%（下表B）
- 更に、デフォルト以外は同一事業者を登録しているユーザを含めると、96%（下表C）

ユーザの意思により、実質的に複数事業者を選択していると想定されるユーザの割合は4%程度

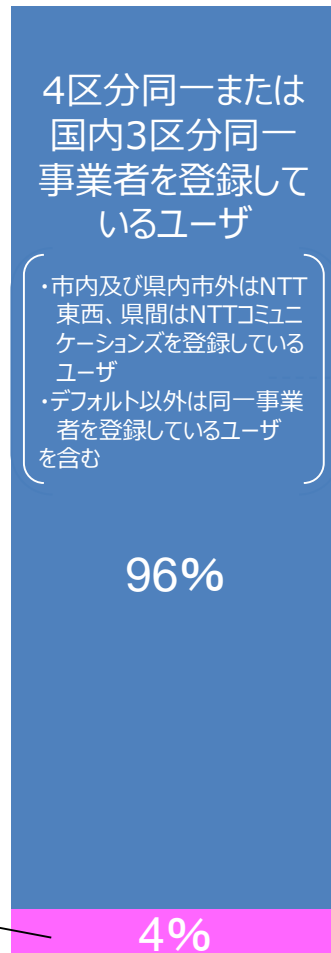
■ **マイライン登録数（2016年度末時点）** ■ 同一事業者登録回線数



区分	マイライン登録数	各事業者サービスへの移行数		
		A	B	C
		4区分同一または国内3区分同一（国際は未登録）事業者登録回線数	左記に加えて、市内及び県内市外はNTT東西、県間はNTTコミュニケーションズを登録しているユーザはNTTグループを選択しているものとして含めた場合（全区分デフォルトユーザ（約313万）を含む）	左記に加えて、デフォルト以外は同一事業者を登録しているユーザを含めた場合
(全マイライン登録数を分母とした場合のA、B、Cの割合)	20,949,138	7,538,647 (36%)	18,445,288 (88%)	20,038,191 (96%)
① 事務用	6,175,081	2,488,329 (40%)	5,505,869 (89%)	5,760,172 (93%)
② 住宅用	14,774,057	5,050,318 (34%)	12,939,419 (88%)	14,278,019 (97%)

- 実質的に複数事業者を登録していると想定されるユーザは少なく、移行先の意味が確認できないユーザは更に少なくなることから、NTT東西の通話サービスに移行させることによって、移行後にユーザから問合せが寄せられるケースは限定的と想定。
- 当該ユーザについては、移行先となるNTT東西が中心になって、ユーザ対応を実施していく。

2022年初頭 ユーザ周知・意向確認開始



実質的に複数事業者を登録していると想定されるユーザ

意思表示があったユーザ

意思表示がなかったユーザ

2024年初頭 メタルIP電話への契約移行



2. マイライン廃止に係る約款上の扱い メタルIP電話への契約移行に係る契約約款の構成（案）

- メタルIP電話への契約移行に係る契約約款の構成としては、「A案：契約約款の廃止・新設」と「B案：現行契約約款の変更」の2案を検討中。
- 2案ともに、現行約款附則の移行規定も含めれば規定内容に大きな差はないと考えられるが、より円滑なお客様の契約移行の観点や第32回電話網移行円滑化委員会におけるご意見等を踏まえ、「**B案：現行契約約款の変更**」を軸に検討を進める考え。

A案：契約約款の**廃止・新設**

現行契約約款
(加入電話・INS)

本則
廃止

メタルIP電話に係る契約約款
(新規)

本則
メタルIP電話の
契約条件を規定

附則

・メタルIP電話への移行規定
・経過措置を規定

附則

・現行約款からの移行規定
・経過措置を規定

B案：現行契約約款の**変更**

現行契約約款
(加入電話・INS)

本則

メタルIP電話の
契約条件を規定

終了するサービス等に
係る規定を廃止（削除）

附則

(・契約の移行規定はなし)
・経過措置を規定

【NTT東西で検討中の「B案:契約約款の変更」の場合】

	旧	新																												
マイラインの廃止	<p>(優先接続) 第68条の2 当社は、契約者回線からの通話について、次表に定める優先接続の取扱いを行います。</p> <table border="1" data-bbox="327 339 1156 456"> <thead> <tr> <th>優先接続の区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電話会社選択（マイライン）</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>電話会社固定（マイラインプラス）</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 加入電話契約者は、次の通話区分ごとに、優先接続を行う電気通信事業者の事業者識別番号（当社との間で優先接続に係る相互接続協定を締結している協定事業者の事業者識別番号又は当社の事業者識別番号に限ります。）及び優先接続の区分を指定していただきます。</p> <table border="1" data-bbox="327 699 1156 892"> <thead> <tr> <th>通話区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市内通話</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2 県内市外通話</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3 県間市外通話</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4 国際通話</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 当社は、加入電話契約者から前項の指定がない場合には、次の指定があったものとみなして取り扱います。</p> <table border="1" data-bbox="327 1011 1170 1163"> <thead> <tr> <th>通話区分</th> <th>事業者識別番号</th> <th>優先接続の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市内通話</td> <td>0036/0039</td> <td>電話会社選択</td> </tr> <tr> <td>2 県内市外通話</td> <td>0036/0039</td> <td>電話会社選択</td> </tr> <tr> <td>3 県間市外通話</td> <td>0033</td> <td>電話会社選択</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 当社は、加入電話契約者から請求があったときは、事業者識別番号の指定の変更及び優先接続の区分の変更並びに通話区分が「4 国際通話」となるものにおける優先接続の取扱いの廃止を行います。</p>	優先接続の区分	内容	電話会社選択（マイライン）	(略)	電話会社固定（マイラインプラス）	(略)	通話区分	内容	1 市内通話	(略)	2 県内市外通話	(略)	3 県間市外通話	(略)	4 国際通話	(略)	通話区分	事業者識別番号	優先接続の区分	1 市内通話	0036/0039	電話会社選択	2 県内市外通話	0036/0039	電話会社選択	3 県間市外通話	0033	電話会社選択	<p style="text-align: center;">-</p> <p style="text-align: center;">(廃止のため削除)</p>
優先接続の区分	内容																													
電話会社選択（マイライン）	(略)																													
電話会社固定（マイラインプラス）	(略)																													
通話区分	内容																													
1 市内通話	(略)																													
2 県内市外通話	(略)																													
3 県間市外通話	(略)																													
4 国際通話	(略)																													
通話区分	事業者識別番号	優先接続の区分																												
1 市内通話	0036/0039	電話会社選択																												
2 県内市外通話	0036/0039	電話会社選択																												
3 県間市外通話	0033	電話会社選択																												

電話サービス契約約款の変更案（マイラインの扱いに関する部分） 2/3

【NTT東西で検討中の「B案:契約約款の変更」の場合】

	旧	新								
<p>中継選択に係るみなし契約の扱い</p>	<p>(他の電気通信事業者との電話等利用契約の締結) 第89条 加入電話契約若しくは着信用電話契約の申込みの承諾を受けた者又は電話加入権若しくは着信用電話利用権を譲り受けることの承認を受けた者は、別記35に定める電気通信事業者がそれぞれ定める契約約款の規定に基づいて、その電気通信事業者と別記35に定める電話等利用契約を締結したことになります。 (略)</p> <p>2 前項の規定により電話等利用契約を締結した加入電話契約者等は、その契約者回線において該当する電気通信事業者に係る電気通信サービスの利用があったときに、その電気通信事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することとなります。 (略)</p> <p>別記35 他の電気通信事業者との電話等利用契約の締結</p> <table border="1" data-bbox="244 739 1133 896"> <thead> <tr> <th>契約相手となる電気通信事業者</th> <th>締結する電話等利用契約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NTTコミュニケーションズ</td> <td>電話等利用契約 (略)</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク</td> <td>第2種中継電話等契約 (略)</td> </tr> <tr> <td>KDDI</td> <td>第2種一般電話等契約 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	契約相手となる電気通信事業者	締結する電話等利用契約	NTTコミュニケーションズ	電話等利用契約 (略)	ソフトバンク	第2種中継電話等契約 (略)	KDDI	第2種一般電話等契約 (略)	<p>同左</p>
契約相手となる電気通信事業者	締結する電話等利用契約									
NTTコミュニケーションズ	電話等利用契約 (略)									
ソフトバンク	第2種中継電話等契約 (略)									
KDDI	第2種一般電話等契約 (略)									
<p>通話サービス卸を活用した他社通話サービスの扱い</p>	<p>—</p>	<p>(他の電気通信事業者の通話の利用に係る取扱い) 第89条の2 別記35の2に定める電話等利用契約を締結する場合の通話の取扱いについては、その電話等利用契約に定めるところによります。 2 当社は、前項に規定する通話については、第87条（責任の制限）にかかわらず、契約者にその損害を賠償しません。</p> <p>別記35の2 他の電気通信事業者の通話の利用に係る取扱い</p> <table border="1" data-bbox="1156 1205 2030 1362"> <thead> <tr> <th>契約相手となる電気通信事業者</th> <th>締結する電話等利用契約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(事業者名を規定)</td> <td>(当該他事業者が通話卸を活用して提供する通話サービスに係る電話等利用契約を規定)</td> </tr> </tbody> </table>	契約相手となる電気通信事業者	締結する電話等利用契約	(事業者名を規定)	(当該他事業者が通話卸を活用して提供する通話サービスに係る電話等利用契約を規定)				
契約相手となる電気通信事業者	締結する電話等利用契約									
(事業者名を規定)	(当該他事業者が通話卸を活用して提供する通話サービスに係る電話等利用契約を規定)									

【NTT東西で検討中の「B案:契約約款の変更」の場合】

	旧	新						
<p>附則 (経過措置)</p>	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2024年x月x日に改正を実施。 この改正規定実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとする。 この改正実施の時点に、改正前の規定により優先接続で次の表の左欄の指定をしている場合であって、当社または他事業者に特段の申し出がないときは、次の表の右欄の電話等利用契約を締結したこととなる。 <table border="1" data-bbox="1214 565 2001 1090"> <tr> <td data-bbox="1214 565 1545 679">4区分で同一の事業者を指定している場合</td> <td data-bbox="1545 565 2001 679">当該他事業者が通話卸を活用して提供する通話サービスに係る電話等利用契約</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1214 679 1545 822">国際を除く3区分で同一の事業者を指定し、国際は指定がない場合</td> <td data-bbox="1545 679 2001 822">当該他事業者が通話卸を活用して提供する通話サービスに係る電話等利用契約</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1214 822 1545 1090">上記以外の場合であって、改正前の第68条の2第3項の規定による指定があったものとみなして取り扱っている区分以外のすべての区分で一の事業者を指定している場合</td> <td data-bbox="1545 822 2001 1090">当該他事業者が通話卸を活用して提供する通話サービスに係る電話等利用契約</td> </tr> </table> <p>上欄以外の場合は、当社が提供する通話サービスを利用するものとする。</p>	4区分で同一の事業者を指定している場合	当該他事業者が通話卸を活用して提供する通話サービスに係る電話等利用契約	国際を除く3区分で同一の事業者を指定し、国際は指定がない場合	当該他事業者が通話卸を活用して提供する通話サービスに係る電話等利用契約	上記以外の場合であって、改正前の第68条の2第3項の規定による指定があったものとみなして取り扱っている区分以外のすべての区分で一の事業者を指定している場合	当該他事業者が通話卸を活用して提供する通話サービスに係る電話等利用契約
4区分で同一の事業者を指定している場合	当該他事業者が通話卸を活用して提供する通話サービスに係る電話等利用契約							
国際を除く3区分で同一の事業者を指定し、国際は指定がない場合	当該他事業者が通話卸を活用して提供する通話サービスに係る電話等利用契約							
上記以外の場合であって、改正前の第68条の2第3項の規定による指定があったものとみなして取り扱っている区分以外のすべての区分で一の事業者を指定している場合	当該他事業者が通話卸を活用して提供する通話サービスに係る電話等利用契約							

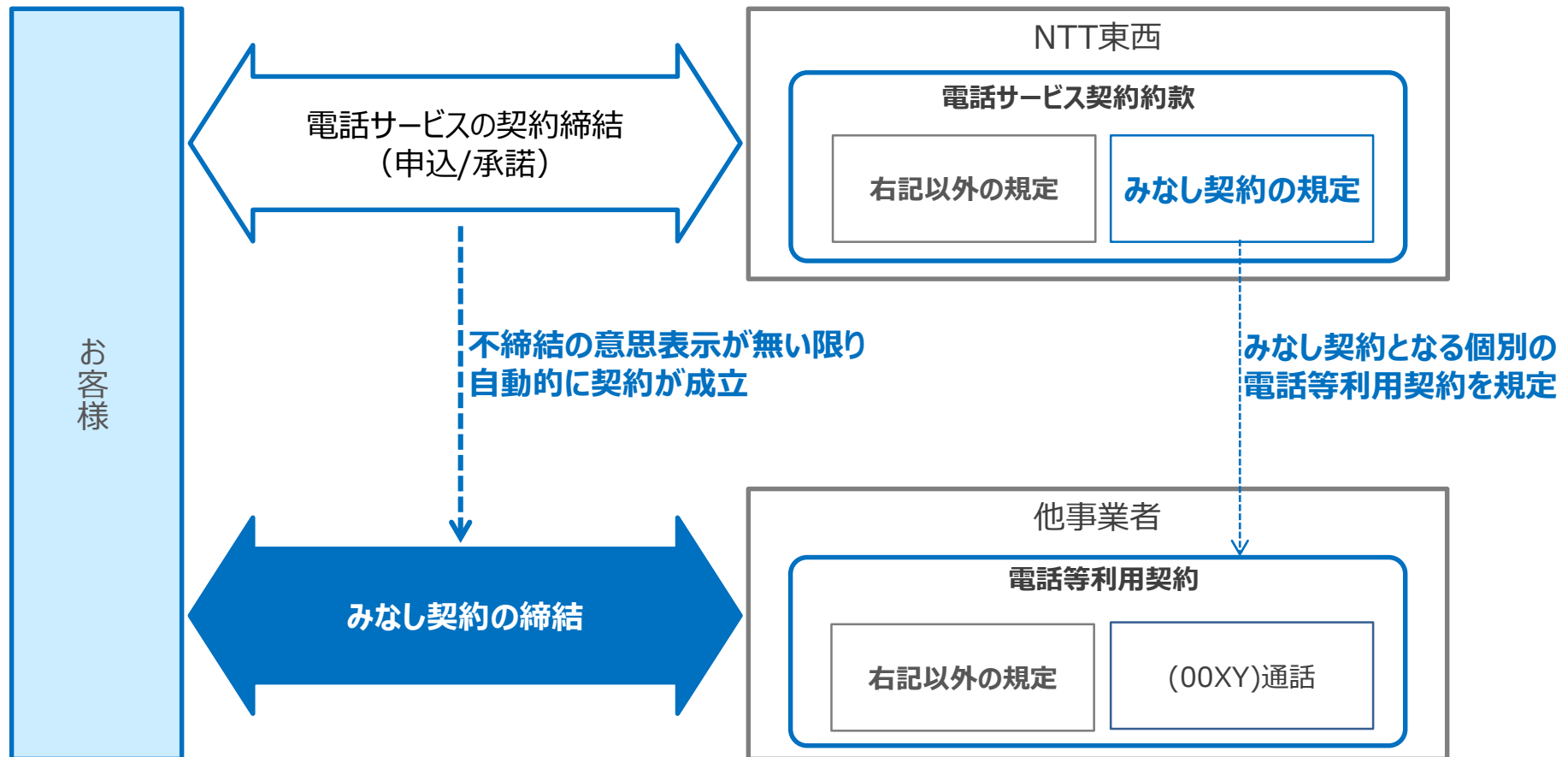
- **みなし契約とは、NTT東西と加入電話等の契約をする際に、契約者から特段の意思表示がない限り、NTT東西と接続する中継電話サービス等の契約を締結したこととみなす制度。**
 メタルIP電話に移行後の加入電話等の契約約款においても、**現行と同様に「00XY通話の他事業者電話等利用契約のみなし契約」を継続**する予定。
- **現行の一部のマイラインユーザ^{※1}の円滑な契約移行を目的として、IP網移行時に限定して、「メタルIP電話の通話サービス卸を活用して他事業者が提供する通話サービスに係る電話等利用契約」を契約したこととし、それ以外はNTT東西の通話サービスを利用する旨の引継措置を用意する考え。**
- **IP網移行後は、上記契約を新たに締結する場合は他事業者との個別契約として締結していただく。**

	現行	移行時（2024年初頭）	移行後
00XY通話の他事業者電話等利用契約のみなし契約	<div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 手回し 提供中^{※2} 事前登録 (マイライン) </div>	継続予定	
優先接続(マイライン)で指定する事業者の電話等利用契約のみなし契約		— (マイライン廃止に伴い廃止)	
メタルIP電話の通話サービス卸を活用して他事業者が提供する通話サービスに係る電話等利用契約への引継措置 (IP網移行時の特例措置)	—	一部マイラインユーザの契約移行について引継措置を規定予定 ^{※3}	引継措置で締結した他社通話サービス契約が継続
	現行のマイライン登録区分を、移行後の通話卸を活用した通話サービスに引き継ぐための仕組みとして、引継措置を規定予定	—	新規のユーザは、他事業者と個別に契約を締結

※1 4区分で同一の事業者を指定・国際を除く3区分で同一事業者等を指定しており、特段の意思表示がない場合
 ※2 現行では、KDDI、ソフトバンク、NTTコミュニケーションズ、九州通信ネットワークが対象
 ※3 マイラインの協定締結事業者のうち、メタルIP電話の通話サービス卸を活用した通話サービスを提供し、IP移行に伴う引継措置の意向がある事業者に限定

■ **みなし契約とは、NTT東西と加入電話等の契約をする際に、契約者から特段の意思表示がない限り、NTT東西と接続する中継電話サービス等の契約を締結したこととみなす制度。**

なお、電話サービス等の契約の際に、中継電話サービス等を提供する事業者に対して、**みなし契約を希望しない旨の意思表示を行えば、契約不締結となり当該中継電話サービス等を利用することはできなくなる。**



- IP網移行後のマイラインの扱いについては、一次答申を踏まえ、3案（①マイラインを廃止した上でメタルIP電話の通話サービス卸を代替とする案、②メタル収容装置を活用してマイラインを継続する案、③IP網上で新たにマイライン機能を具備する案）について、協議を実施。
- 事業者間協議においては、マイラインの代替策としていずれの案を採用すべきかに関し、事業者の立場として最も重視する観点は「コストの最小化」と「円滑なユーザ対応」であることを確認。NTT東西から関係事業者に対して概算費用を試算・提示（別紙1、2参照）
 - 開発内容については、複数回の質疑・意見交換を経て、開発項目・費用についての共通認識を得たところ。
 - ユーザ対応費用については、各事業者からの提案を踏まえて、具体的な対応方法を検討。その際、利用者保護の観点に加え、利用者・事業者双方にとってなるべく負担とならないような、効果的・効率的な周知方法等をNTT東西から提案。
 - NTT東西試算のユーザ対応に係る前提に対し、「ユーザ対応方法によって費用は変動するため、試算の前提としている対応方法が法令等に照らして問題がないか等の確認が必要」との他事業者意見があったことから、総務省や法律の専門家へ相談。現時点、大枠としては問題があるとの指摘等はなく、この対応方法をベースに更に精緻化していく考え。
- また、メタルIP電話の通話サービス卸について、料金等の具体的提供条件の早期提示・当該卸提供の適正性・公平性・透明性の確保の意見・要望があったため、NTT東西から関係事業者に卸料金の概要等をお示しし、その扱いについては、今後の総務省・委員会の場における整理に従って対応していく考えであることを表明。
- 一部の事業者からは、「案①（マイラインを廃止した上でメタルIP電話の通話サービス卸を代替とする案）について、複数事業者を選択しているユーザ以外の扱いとしては了承だが、複数事業者を選択しているユーザの移行のために通話区分毎の卸（4区分卸）を提供してほしい」との要望が出された。これに対してNTT東西から、「全国一律料金が主流となる中で通話区分を残すことは利用者の理解が得られない上、マイラインで実質的に複数事業者を登録していると想定されるユーザは限定的と想定され、ユーザの分かりやすさや、4区分卸を実現するための費用等の観点から同意しかねる」等の意見が示され、現在協議中。
- いずれにしても、これまでの事業者間協議においては、案①（マイラインを廃止した上でメタルIP電話の通話サービス卸を代替とする案）自体を全く否定する意見は出ていない。ただし、案①の実現に向けて、一部の事業者から更なるコストの最小化と円滑なユーザ対応、及び通話サービス卸の適正性・公平性・透明性の確保といった課題の指摘があることを踏まえ、それらの解決に向けて協議を加速していく。

	マイライン廃止 (案①) (メタルIP電話の通話サービス卸)	一定期間マイライン継続 (案②) (メタル収容装置を活用)	マイライン継続 (案③) (IP網上で新たに機能具備)	<参考> 00XYルーティング (各案共通)
イメージ				
区分数	-	国内3区分 (現状維持)	国内3区分 (現状維持)	-
NW	- (オペレーションシステム (OPS) で実現のため)	- (メタル収容装置を活用するため)	<ul style="list-style-type: none"> ・マイラインDB導入 ・マイラインDB問合せ機能 ・マイライン対象呼の識別機能 + DB情報(ユーザ毎距離区分毎プレフィックス番号、マイラインプラス有無)に基づくプレフィックス付与、手回し00XY削除・置換機能 	00XY流通に必要な開発等
OPS	・通話卸のユーザ管理/卸料金請求機能の開発	<ul style="list-style-type: none"> ・マイライン受付システム等の更改 ・呼情報収集機能等の更改 ・メタル収容装置への登録機能 (2025年頃に維持限界を迎えるシステムの再作) 	<ul style="list-style-type: none"> ・マイライン受付システム等の更改 (2025年頃に維持限界を迎えるシステムの再作) ・マイラインDBへの登録機能の開発 (IP網でのマイライン実現のための新規機能) 	事業者間精算機能
ユーザ対応※1	<ul style="list-style-type: none"> ・全国紙5紙に全面広告を1回掲載 ・全ユーザに対し、DMを2回送付 ・コールセンタ設置 (新聞広告・DM対応) ・(必要に応じ) アウトバウンドテレマを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会周知不要 (KDDI等) ・協議会周知要 (NTT東西) <ul style="list-style-type: none"> ・全国紙5紙に全面広告を1回掲載 ・全ユーザに対し、DMを2回送付 ・コールセンタ設置 (新聞広告・DM対応) 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会周知不要 (KDDI等) ・協議会周知要 (NTT東西) <ul style="list-style-type: none"> ・全国紙5紙に全面広告を1回掲載 ・全ユーザに対し、DMを2回送付 ・コールセンタ設置 (新聞広告・DM対応) 	
運営費用	-	・マイラインセンタの運営等	・マイラインセンタの運営等	・個別ユーザ対応費 (PBX等設定: 若干)
追加費用※2	-	一定期間経過後、マイライン廃止に伴い、通話サービス卸への移行に係る周知が必要 <ul style="list-style-type: none"> ・全国紙5紙に全面広告を1回掲載 ・全ユーザに対し、DMを2回送付 ・コールセンタ設置 (新聞広告・DM対応) ・(必要に応じ) アウトバウンドテレマを実施 等 	-	

※1 DM郵送料・封筒代に係るコストについては、全額NTT東西負担とする前提で試算 (ただし、マイライン関係周知の有無によって、封筒サイズや郵送料が変わる場合は、その変更に伴う増分費用のみマイライン周知費用として負担) また、新聞広告・インバウンドでの問合せ等対応に係るコストについては、全体で周知すべき項目 (5項目) に占めるマイライン廃止に伴う通話サービス卸への移行に係る周知 (1項目) の割合を用いて比例配分した額のみを加算。アウトバウンドテレマに係るコストについては、マイライン廃止に伴う通話サービス卸への移行に係る周知に全額配分した額を加算

※2 メタルIP電話への契約変更に係る周知と併せて実施する際にはNTT東西負担としていたDM郵送料等を、全額マイライン周知費用として負担。

(注) メタルIP電話回線数の経年の減少影響は考慮していません。

<全体費用（NTT東西試算値）の比較>

【ユーザ対応費用】

- DM郵送費・封筒代に係るコストについては、全額NTT東西負担とする前提で試算
（ただし、マイライン関係周知の有無によって、封筒サイズや郵送費が変わる場合は、その変更に伴う増分費用のみマイライン周知費用として負担）
 - 新聞広告・インバウンドでの問合せ等対応に係るコストについては、全体で周知すべき項目（5項目）に占めるマイライン廃止に伴う通話サービス卸への移行に係る周知（1項目）の割合を用いて比例配分した額のみを加算。
 - アウトバウンドテレマに係るコストについては、マイライン廃止に伴う通話サービス卸への移行に係る周知に全額配分した額を加算。
- （参考）NTT東西が実施するメタルIP電話への移行等に関する周知費用：いずれの案も50億円

【追加費用】

- メタルIP電話への契約変更に係る周知と併せて実施する際にはNTT東西負担としていたDM郵送費等を、全額マイライン周知費用として負担。

	マイライン廃止（案①） （メタルIP電話の通話サービス卸）	一定期間マイライン継続（案②） （メタル収容装置を活用）	マイライン継続（案③） （IP網上で新たに機能具備）
開発費用 （ネットワーク・OPS）	10億円	40億円	75億円
ユーザ対応費用	アウトバウンドテレマを実施しない場合：10億円 アウトバウンドテレマを実施する場合：35億円	協議会周知を要しない場合（KDDI等）：0円 協議会周知を要する場合（NTT東西）：5億円	同左
運営費用	－	10億円/年	10億円/年
合計 （5年累計の場合）	20億円 or 45億円	90億円 or 95億円	125億円 or 130億円
追加費用	－	一定期間経過後、マイライン廃止に伴い、通話サービス卸への移行に係る周知費用として、追加的に以下の費用が発生 アウトバウンドテレマを実施しない場合： 40億円 アウトバウンドテレマを実施する場合： 70億円	－

（注）メタルIP電話回線数の経年の減少影響は考慮していない

2022年頃

メタルIP電話の料金等の確定、
契約移行案内の開始2024年
初頭・メタルIP電話への契約移行
・終了サービスの提供終了

メタルIP電話への契約移行に関するお知らせ（DM等2回）

・ マイライン事業者協議会からのお知らせ（上記に同封）

- ① 加入電話・INSネット利用中のユーザのマイライン登録状況
- ② メタルIP電話としてご利用可能な通話サービス提供事業者の通話サービス
- ③ 2024年初頭のマイラインの提供終了に伴い、ユーザに移行先の通話サービスを選択していただくことを案内（当該通話サービスを提供する事業者を1社選択して連絡していただく）
- ④ 仮に選択の意思表示をいただけない場合の対応として、移行先の事業者の通話サービスを明記

【意思表示があったユーザ】
意思表示先に移行

【意思表示がなかったユーザ】
＜4区分同一または国内3区分同一事業者を登録しているユーザ＞

・市内及び県内市外はNTT東西、県間はNTTコミュニケーションズを登録しているユーザ
・デフォルト以外は同一事業者を登録しているユーザを含む

引継措置に応じてそれぞれの事業者の通話サービスへ移行

＜実質的に複数事業者を登録しているユーザ＞
引継措置に応じてNTT東西の通話サービスに移行

中継／信号交換機／O P S 維持限界

▲ 全国紙5紙に全面広告を1回掲載

メタルIP電話への移行、マイライン廃止に伴う通話サービス卸への移行を併せて周知

- ・ コールセンタ設置（新聞広告及びDMに対しての問合せに対して設置）

メタルIP電話の小売通話料金（NTT東西提供料金）については、コストの積み上げではなく、「お客様にできる限り負担をおかけしないよう円滑な移行を図る」という基本的な考えに基づき、お客様にとって値上げとならないよう、現在の市内料金（3分8.5円）を全国一律通話料として設定する考え。

通話サービス卸の卸料金については、コストの積み上げで設定した場合、今後の利用減少による通話時間あたりのネットワークコストの上昇により、事業者が利用可能な水準に設定できないおそれがあるため、小売通話料金に一定の割引率を乗じた額とする考え。

具体的な割引率については、多くの事業者に既に利用されている光コラボにおけるひかり電話卸の割引率を参考に設定する方向で検討中だが、卸サービスを提供するために必要となる卸契約管理コスト（回線毎に卸の対象か否か、卸対象の場合はどの事業者のサービスか、といった情報を管理するシステム等に係るコスト）について、ひかり電話卸の場合は、光コラボの基本契約となる光アクセス回線の卸料金に当該コストを包含している一方、メタルIP電話の通話サービス卸については、メタルアクセス回線部分（基本料）は卸対象外のため、当該コストについては、通話サービス卸の料金に含める必要がある。

そのため、メタルIP電話の通話サービス卸の卸料金については、①ひかり電話卸と同等の割引率を適用する場合は回線毎に「卸契約管理コスト」を加算する、又は②「卸契約管理コスト」を含め、ひかり電話卸の割引率よりも低い割引率とする方向で検討。

（具体案）

$$\textcircled{1} \text{ ユーザ通話料} \times \blacktriangle \square \% + \text{契約管理費（定額）}$$

$$\textcircled{2} \text{ ユーザ通話料} \times \blacktriangle \alpha \% \\ (\alpha < \square)$$

※上記の卸料金は全事業者に対して同一料金を適用

また、通話サービス卸を利用する事業者の要望に応じて、料金回収代行、問合わせ窓口（コールセンタ）代行といったオプションメニューの提供についても併せて検討していく考え。